

参議院文部委員会會議録第二十一号

昭和二十九年四月十五日(木曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
高橋 道男君
岡 三郎君
高田なほ子君
永川純一郎君
石川 清一君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君

國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

政府委員

公安調査庁次長 高橋 一郎君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工樂 英司君
常任委員 会専門員

説明員

文部省初等中等教育局長 齋藤 正君

本日の会議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。教育公務員特例法の一部を改正する法律案と義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の御審議を願います。野本君。

○高田なほ子君 その前にちよつとお願いをしたいことがございます。

○委員長(川村松助君) 野本君御異議ございませんね。

○高田なほ子君 実は私は過般来から文部省提出による偏向教育の事例、これに關しまして新聞の資料、この資料をわが方範囲可及的速かに資料として提出して頂きたい、こういうことを委員長さんを通して申し上げておきたいのでありますが、その後の経過、又いつ頃それを出されることになるのか、それについて。あのね、先生もう一度申上げます。新聞の資料、それは国会提出の二十四の偏向事例、どこから出たかというようなことで、新聞から取ったというようなことだつたからその新聞を資料として出してもらいたい、

何新聞から取られたかということを上上げておいた、今日なおまたそれが提出されておられない、どういふふうになつておりますか、お願いいたします。

○委員長(川村松助君) ちよつと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を付けて下さい。高田君にお答えいたします。

今日の午後までに提出いたします。

○須藤五郎君 私から提出要求をしてある資料に關しては如何なんですか。

○委員長(川村松助君) 何でしたか。

○須藤五郎君 民主主義と非民主主義という文部省出版のもの、それから反動教育に対する資料。

○委員長(川村松助君) 今日の午後出します。

○須藤五郎君 全部ですね。

○高田なほ子君 委員長の御答弁も了承いたしますが、併しこのような長い時日を要しながら今催促をいたしますと、文部省側が大臣を初めとしてこそ、そとしていらつしやつて、そうして午後に出しますと、私は誠にこういう点は遺憾だと思つてございませう。今後こういうことがないようにお出しになるものでありますから、こういうことを催促され、又そういうふうなことを、今日のような状態のあとに出すということではなく、早速誠意を以てお出しを頂けますように是非お取計願ひたい。

○委員長(川村松助君) はい。

○野本品吉君 先般加賀山さんから文部大臣に對しまして、各界でいろ／＼とこの問題について意見が發表されてゐるが、それに対してどうかということの御質疑がございましたが、これは非常に大まかな質問であつたと私は思つておりました。この法案に對します権威のある、相当権威のあります、そうして責任のある各界から發表されました声明は我々にとしましては相当耳を傾けて慎重に考えなければならぬ問題でありますので、私はそれらの各界の人たちの声明の要旨につきまして、大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。先ず個々のことをお伺ひする前に、各界で發表されました主な点につきまして一応申上げてみたいと思ひます。

東京教育大学の文学部では次のように發表しております。純然たる学問研究の成果に基き發表が義務教育諸学校の教員を通じて児童生徒に伝えられる場合、それが特定政黨の支持或いは反對の教唆煽動と解釈され、罰則をも適用される虞れが多い。更に信濃教育会は教育の政治的中立性に名を藉りて基本的人權を剝奪し、教育の自由を侵害し、權力によつて時の政治勢力に屈從し、教育の権威と自主性を喪失せしめるに至ることは明白であると言つております。

全国連合小学校長会は、自由と真理を希求する人間を育成せんとする民主的教育を阻害し、教育の自主性を一方的に拘束しようとするものである。中立性の名の下に却つて教育が不当な支配に甘んじなければならぬといふれば、それはやがて民主教育の危機を招くものと考えらる。

全国大学教授連合は、良識ある公民として必要な政治的教養を育成するための教育が、対立し抗争する現実政治の渦中に巻込まれ、政治的中立性を失ふことは成めねばならない。政府や国会が権力と処罰によつて強制しようとするならば、教育を、教育基本法第十條に言う不当な支配に服せしめる結果を招くだろう。

日本教育学会は、実践と密接な關係を持つ教育學の研究結果の發表に脅威を与え、真理よりも行政者の判断に重きを置く過去の誤謬を再現する傾向を助長し、教育の実践面においては教師を消極的にさせ、青少年の民主主義的態度を萎縮させる結果をもたらす。

歴史學研究會委員会におきましては、政府の意圖とする政策を思い通りに遂行するために、それを批判する一切の行為を、教育活動から除去しようとするところに重点がある。

都立大学人文学部教授会は、政府は教育の政治的中立の維持を立法の理由としてゐるが、このような立法こそ却つて教育の中立を侵し、民主的な憲法の擁護と人権思想の普及とを目指す教育の根本精神を破壊するものである。

法政大学の法学部、社会学部は、憲法に保障された市民的自由を著しく侵害し、教育者の良心的な任務遂行を困難にすると共に、純然たる学問的研究の成果の發表に對しても、不当な圧迫

を加える結果となる虞れがある。

かように発表しておるのであります。これらの意見は先ほど申しましたように、相当権威ある、又責任のある団体の発表でありますので、私は大臣がこれらの各界の発表に對しまして、政府としての見解を明確に発表することが、大臣としても必要であらうと思ひますし、又我々としてもこの点について明確を期するように努力しますことが議員の本務でもあると考えておるわけでありませう。

そこで以上申し上げました点を要約いたしますと、純然たる学問研究の成果の発表が、刑罰の対象となる虞れがある。

第二は教育が時の権力に屈従を強いられて、その權威と自主性を失う。

第三は、教育の自主性が一方的に拘束されて、教育が不当な支配に甘んじなければならぬ。

第四は、教育が、対立する現実政治の渦中に巻込まれて、不当な支配に屈する結果を招く。

五番目は、政府の政策を批判する一切の行為が、教育という場から除外されてしまふ。

第六は、民主的な憲法擁護と、人權思想の普及を目指す教育の根本精神が破壊される、ということに要約されると思ふのであります。

私は以上の諸点につきまして政府の所信を明確に御発表願ひまして、一つには、これらまじめに発表された各界に對する答へとともに共に、この法案を審議する我々にとつての有力な手がかりといたしたい、かように存じます。

○国務大臣(大達茂雄君) お話の通り

この二法案に對しまして、各方面、殊に教育関係の諸団体等において反對意見が発表せられ、又私どものほうに決議書として手交せられておるものもありません。文部省といたしましては、この二法案の趣旨とするところにつきまして、できるだけその趣旨を明らかにするよう配意しておるのであります。が、まだ十分その趣旨が徹底しておらないように感じますことは、誠に遺憾に存じます。只今野本さんの、これらの教育関係諸団体の反對理由として掲げられておるところを要約してお尋ねでありますから、できるだけ簡単にこの二法案に即して私の意見を申し上げます。

第一は、純然たる学問研究の成果の発表が、この法律によつて教唆扇動として罰則の対象になる虞れがある、こういう点であります。この法律案は、義務教育諸学校において、その教育の場において、一定の、特定の政党を支持し、或いは反對するための教育、こういうことを教えるようにということ、を、教唆扇動というところを取締るのがこの法律案であります。この場合に各学界、或いは学者等において学問研究の成果が発表せられる、これはその内容が、その結論がどういふことであるとしても、勿論當然なことでありまして、この法律案とは関係のないことであります。ただこの、いわゆる学問研究の成果として発表せられる内容が、特定の政党の立場、或いは特定の政党の主張と全く合致しておる、こういう場合があり得ると思ひます。そういう場合に、これが学校に對して支配力、事実上の影響力を持つておる教員団体という、そういうパイプを通して、

て、きよな教育をなすべきことを教唆扇動した、なすべきことを差し示した、こういう場合には、これはこの法律案によつて罰則の対象となるのであります。純然たる学問研究の発表、これはこの法律に何ら関係するところではないのであります。これを学校において、きよに教へるということ、特定の団体の活動、或いは組織を通して行ふ、而もその内容が特定の政党の立場、主張、その性格というものと全く合致しておるような場合、こういうことに限られるのであります。学問研究の成果を発表することは危険だから困る、こういうことは全くあり得ないと思ひます。学問研究の成果を小学校の子供に教へなければならぬ發表にならない、こういうことは當然あり得ないと思ひます。従つて何らこの法律に關係する問題ではないと思ひます。答弁にならない」と呼ぶ者あり、

その次は、教育の自主性が一方的に拘束され、教育が不当な支配に甘んぜなければならぬ、こういうことであります。この点につきましても、一方的に拘束されるはずではないのであります。まして、一方的に偏つた教育をしないようにしたい、こういうのが法律案の趣旨であることは明瞭であります。これが一方的に拘束される、従つて或る特定の不当な支配が及ぼされる、このことは、私どもとしては考えられない。むしろ教員の自主的な立場というもの、今日におきましては、ややもすれば、外からの教唆扇動といふものが、そういうことによつて自主性が損われておつて、現状こそ不当な支配が及ぼされておると、かように私どもは考えております。従つて、この中立性確保に關する法律案の成立は、この非難と逆に、教育の自主性を保持し不当な支配を排除するゆゑである、かように考えております。

それから次に、教育が対立する現実政治の渦中に捲込まれて不当な支配に屈すると、これも大体似たようなことであります。この法律案は、教育が現実政治の渦中に捲込まれないように、従つて特定の政党等に偏する、このないよう、これを目的とした法律であることは明瞭であります。従つて、この法律が出た結果現実政治の渦中に教育が捲込まれる、こういうことは私どもから言つて全く反對のことであると存じます。

それから、政府の政策を批判する一切の行為が教育から除外される、これもこの二法律のいづれを指して、かような結論が生まれるのか、私は了解に苦しむ。これは極めて抽象的で、又観念的で、具体的法律案というものに即した批評ではないのであります。見当がつかぬのであります。恐らくはこれは教員の政治行為の制限、つまり法律案によるところの、特例法の一部改正に關する点を言つておるのではないかと思ひます。これは政治行為の制限を受けず結果、一定の目的を持つて、はつきり言へば、特定の政党或いは政治団体の勢力拡張とか、団体の主張を推進するための目的を以て特定の政治行為をすることは、これは禁止せられることになりませう。政府の政策を批判する一切の行為が教育から除外される。これは教育から除外される、このことはちよつとわかりませうが、教員がそういうことができなくなる、こういう趣旨であらうと思ひます。一切の行為がでなくなる、これは全く法律を誤解するか、曲解するか、いづれかと断ずるのはいけません。ありまして、現に国家公務員であるこれらの諸先生がこの決議をし、かような結論を出しておる。大学の教授先生のおられるかたが非常に多いのであります。この人々がみづからかような政治的な発言をしておいて、そうして一切の政治的発言ができなくなると、こういうことを主張せられること自体が、私どもは不可解と言ふのははな

であります。何故にこの法律の結果民
主的な憲法擁護と人権思想の普及がで
きなくなるか、或いはさようなことを
目指すところの教育の根本精神が破壊
される、こういうことに結論が生れる
のか、これはかような決議をし、かよ
うな非難をされる先生がたに、私のほ
うから何故にそういうことになるのか
教を請うなければ、ちよつと返事の
しようがないと、かように思つており
ます。

○野本吉吉 只今の質問は極めて抽
象的でありましたために、大臣のお答
えもおのずから抽象的にならざるを得
ないものであります。これらの声聞と
又大臣のお答とを勘案いたしまして
て、更に具体的に法案の審議の際に御
意見を承わりたいと思ひまして、その
点につきましては以上で終つておしま
す。

次に、これはちよつと皮肉なような
質問であります。私はこの点を心配
するので申すのでありますが、私はい
つも考へておるのですが、日本の国の
各省と申しますか、農林省には、農林
漁業の団体が農林省と協力していろ
いろ農政の推進に協力しておる。それ
から通産省は商工業者の団体がある。
そういうことを考へますときに、やは
り日本の国の文教というものを強力に
推進し振興させるためには、文部省と
いうものを中心と言つてはどうか知り
ませんが、文部省がやはり各界、特に
政治方面からも強い協力と支援を求め
る必要があると思ふ。若しもこの二
つの法案の成立によりまして恒久的に
いわれる政治活動というものが完全に
封殺されてしまつたあとの状況を私は
思ひ浮べるのであります。私は教育者

及び教育に深い関心を持つ人が、有能
な教育に理解と熱意を持つておる代表
を国会に送るようになつて、日本
の文教の振興、刷新、あらゆる面にお
いて非常に大事なことだと思ふのであ
りますが、この二法案の成立によつ
て、そういう教育を推進しようとする
熱意を持つておられます人たちが政治に
進出することの機会が非常に少くなる
と申しますか、その力が弱くなるとい
うような結果が、将来におきます日
本の文教の政策の推進を弱体化させる
のではないかと、そうして大臣が熱心
に考へておられます文教の刷新、振興と
いう点にマイナスの結果を及ぼすので
はないかというようにも、実は心
配になるわけなんです。これらの点につ
きまして大臣はどういうふうな考へを
持つておられますか、一応承わりたい

○国務大臣(大達茂雄君) 私は教育に
対する一般の理解が高まり、又教育に
関して見識を持つておられる有能な
方がたが国会にも送られるというこ
とは、一國文教の振興の点からみて誠
に望ましいと考へております。併しなが
ら公務員の身分を持つておられる教職
員の諸君が実際の選挙運動に没頭せら
れ、そうしてそれ／＼一党一派に、こ
れは当然いづれかの政党というものを
背景にして、そうしてこれに選挙運動
をされる、こういうことはどうしても
同じ人間のことでありますから、さよ
うなことが熾烈に行われるということ
になれば、どうしてもその先生自体が
熱心な政見となり、又政党の支持者
となる。これは免れない結果でありま
す。それが自然やはり学校の教育の上
に反映をして、そうしてややもすれば

偏つた教育が行われがちになる。これ
も一般的にそういうことが判断し得る
ことであらうと思ひます。従つて教職
員の諸君がどの政党を支持し、どの政
党を是なりとされるか、これは当然の
ことであります。従つて選挙に當つて
どの政党の候補者、又は教育に深い理
解を持つておられると考へられる候補
者に投票せられるということも、これ
も当然なことであると思ひます。併し
先生自身が政治の渦中に余り没頭され
るということが、どうしてもその相当
する公務である教育の上に偏向的な傾
向を生ずる虞れがそこに生ずる。これ
は否むべからざる事実であらうと思
ふ。これはひとりの教育だけに限りま
せん。すべての国家の公務を担当する人
人はやはり同じことがいえるのであり
まして、全般に國の行政活動、あらゆる
面における國家活動というものが活
躍に健全に行われてこそ、國家國民の
繁榮向上というところは期待されるので
あります。この場合に各行政を担当し
ておられるところの公務員も同じ制限を現
に受けておるのであります。又地方公
務員たる教育職員につきましても、や
はりその地域内においては、その選挙
活動というものは厳に制限をせられて
おります。その制限をせられる根拠は
やはり同一な理由から来ておるもので
あると思ひます。従つて教育について
の深い理解を持ち見識を持つ立派な
いふゆる優良が国会に送られることは、
これは極めて望ましいことで、これは
無論教育については特に私は望ましい
ことであると思ひます。併し國の活動
のあらゆる分野において、立派な見識
を持たれるいふゆる立派な國民の優良
が国会に送られるということは、これ

は程度の違いがあり、人々の立場によ
つて考へ方は多少の違いがあつても、
その点は同一であると思ひます。その
場合にそれと、それから教職員が非常
に奔放自由な選挙活動を許されていい
かどうかという問題とは、それは關係
なしとはいへませんけれども、制度の
上からいへばおのずから別の議論にな
り、又一面においていふ点がある代
りに、又弊害もそこに生ずる虞れがあ
る、こういうことも考へられると思
ふのであります。

○野本吉吉 次に私は先般頂きまし
た公安調査庁の提示されたという「教
育研究大会における日共グループの活
動状況」の資料を中心といたしま
して若干お伺ひいたしたいと思つてお
ります。

私が特にこの資料に基きましてお伺
ひたいと思ひますのは、何遍か繰返
し繰返しの資料を私は読みますと、
法案の提出が適當であるかとい
うことの判断の上に、又いふゆる偏
向教育に対する我々の見方の上に、それ
から非常に問題視されております。い
ふゆる日共組に対する認識の上に、い
ろいろと関連の大きいものがありま
すので、特にこの資料を中心といたしま
してお伺ひいたしたいと思ふわけであ
ります。

第一には、この資料だけで私は限定
して申しますが、日共組で開かれまし
た高知における教育研究大会或いは靜
岡における教育研究大会等におきま
す、天下の公堂として私も尊重はいた
しておりますが、日本共産党の活動状
況その他であります。そこで私が特に
お伺ひいたしたいと思ひますのは、例え
昭和二十八年一月二十五日から四日

間、高知におきます教育研究大会の
際における日共組の相当活発な活動の
状況がこの資料に現われておるわけ
であります。例えて申しますならば、い
ふゆる第八分科会における「平和と生
産のための教育の具體的展開」、この
問題につきまして共産党で事前におき
ましていろいろ／＼な指示と申しますか、
指導をしておる。それから具体的に申
しますと、この全国大会において
特に「第八分科会のテーマは平和の
問題がボケており、危険な生産教育へ
の傾きが強く出てきているので、この
あやまりを正し、平和と独立の教育理
論と実践の線を明らかに貫き通すこと
が重要である。われ／＼の責務は、大
会を成果あらしめるために、植民地教
育支配を全国教員の方で押しのけ、こ
の大会を平和と民族独立の方向へ大き
く前進させることである。」というよう
な点がここに大きく出ておるわけであ
ります。

それからして、なお「全国教員グ
ループ会議の開催」というようなこと
が記されておりますが、この会議で
「大会を反米にかり立てる。」或いは
「組合運動は人民政府の母体たり得る
ことを強調する。」というようなことが
言われておるわけでありまして、それ
から更に「第八分科会における日共グ
ループ及び統一委の活動状況」という
項目によりまして、「二十六日、第一
分科会においては義務教育費全額国庫
負担に伴い教職員を國家公務とする政
府案を取上げて、特別分科会を構成し
討議に入つた。日共グループは前記の
決定にもとづき、同日はこの分科会に
全員集中して政府案に攻撃を加へ、こ
の法案の裏にはわれ／＼の政治活動

封鎖しようとする不純なものが含まれている。」「吉田内閣の文教政策は一部資本家の利益のためである。」「今こそ反動勢力に対し立ち上らなければならぬ。」「など活発な論議がされて、結局この結果としてしまつていゝゆる平和と独立への教育というようなことが基本的な決定された。この論議の途上におきまして私が注意しなければならぬと思つたのは、「日教組中央執行部はこの大会に日共の策動が行われることを防ぐため、大会前日の二十四日、各都道府県教組文化部長、講師団を集めて大会運営方針を協議したが、教研大会である以上、あくまでも真面目な研究大会に終始し、純粋な教育的成果を期待すべきである」という執行部の主張と、義務教育費国庫負担問題ならびに第三勢力論を中心とした世界平和勢力の提え方の解決という重大な政治的課題に真向から取組まざるを得なくなつた以上、政治的イデオロギーを明確にすべきである」という日共グループの主張が激しく対立した。遂にこのグループの主張に押切られたというところがこれに明らかに出出されておるわけでありませう。

更に高知大会の成果といたしまして、日教組内における日共グループ全国大会の開催がこの機会に初めて確認されたこと、日教組の公式大会において日共グループが効果的に活動したと、日教組内における統一委員会が全国教育戦線統一委員会という名称の下に初めて鋭鋒を表わし、その活動力の一端を現実に示したことというように、ことが高知大会における効果として挙げておるわけでありませう。

資料によりますという静岡の大会は高知大会において決定した平和と独立への教育の問題が中心テーマとして論議されており、そしてその大会の事前におきまして高知大会におけるようなものが行われており、これ又相当の成果を挙げたというのを認めておる、こういう／＼な角度からこの資料を示されておるわけでありませう。私はこの資料を仮に正しいものとして受取りました場合に、先ほど申しましたように法案の審議、或いは偏向教育の問題、或いは日教組の問題等につきましの我々の認識の上に非常に有力な資料であると、こう考えたわけでありませう。特に例えば第三勢力論を排撃したとして、そしてソ連、中国、北鮮こそ勢力ある平和勢力であるといふような点がつきりと確認され、又そういう線の上にいる／＼考へるべきであるといふようなことが話合われて来たといふこと、そこで私が伺いたいことは、第一点は、私はこの資料を通して日本教職員組合といふものがやがもすれば全国民から日教組は赤だといふような見方をされておる、又簡単に日教組が赤だと宣伝しておる人もあるの、私には日教組が日教組の主体性といふものを確立するたために／＼／＼な面においてな／＼苦勞をされておるのだといふことを、これは従来からも存じておりましたけれども、特にこの資料を通じてその点を確認したわけでありませう。

そこで私は文部大臣にお伺いしたいのでありますが、日教組が直ちに共産党の、いい悪いは別としてそのものだというようなことに対しては、世間一般の誤りを正して行くことが私は日教組のためであり、又五十万教職員のためであり、それが又教育のためでもあるといふふうに考へるわけでありませう。この点についての大臣の御所見を改めて伺いたい。○国務大臣(大達茂雄) 私は日教組内におけるいゝゆる共産グループの状況、そしてその共産的な人々と日教組の内部におけるそうでない人々の間の論争せられ、いゝ／＼争つておられる、さうな状態については実は全然知らないものであります。私も今度の国会に資料として提出せられた国警本部なり公安調査局の資料によつてその一端を知ることができたのでありませう。これは私もはつきりかかいては、又私も文教の立場の者といひましたし、これと関係なしといふことはできません。今、日教組といふことは、これは成り立たない、これを直接どうしても承知しない、こゝろは私どもも関係方面から提し、ただ私どもも関係方面から提し、出せられました資料といふものを見まして、そして日教組が表向き打出しておるところの教育に関する各種の方針といふようなものを合せて見ますといふと、そこに非常に符合しておるといふ、多分一致している点が多分、多いといふことを発見するのであります。その点から申しますと、やはり日教組内における共産グループといふものの教組内におけるその人々の政治的勢力の如何は、これ私も存じませう。併し日教組の掲げおる思想といふものには相当な影響を持つておるのではないか、こういうふうには、世間一般の誤りを正して行くことが私は日教組のためであり、又五十万教職員のためであり、それが又教育のためでもあるといふふうに考へるわけでありませう。この点についての大臣の御所見を改めて伺いたい。

○野本品吉君 そこで次に公安調査庁のかたがお見えたさうでありますから、次の点についての所見を本日に奉合つて、そして少しでも教育の効果をおる、併しなからこの教研大会で決議をしてさうな方向に教育をすべきものであるといふうな決議をされることは私は実は不可解である。これは私から言われれば決議を以ていゝゆる各個の教職員の教育上の自主性に対して不当な支配を及ぼすものである、かように考へておるものであります。これは私の極く希望を言へば、真に教育者の団体として日本の教育を改善向上するためにさういふ在り方になつて欲しい、又いゝゆる教職員の、職員組合としての真面目に立返つて一党一派から、これは或いは不用意に、或いは知らないうちに棄てられておるのではないかと私は思つておる、さうな政治的な動きをして真に日本の教育の将来の上に輝かしい実績を収めるような方向になつて頂きたい、これを私は切にいつも願ひをしておるものであります。今日のこの二法案も、やがもすれば教職員に対して非常な圧迫を加へる、或いはその動きに対して不当な制肘を加へるといふふうにとられておることは私は残念に思ひますが、私の願うところは教職員諸君にしても、或いはその団体である日教組にしても、真に日本の教育を立派なものに作り上げて行く、さうな意味で健全なる、他から見ても正常な軌道に乗つてもらいたいことを念願をしておる。この法律案を提出したわけでございます。

直にお伺いしておきたいと思ひます。
第一の点は、日本共産党の全国教育
宣伝統一委員会の全貌。

第二に日教組の内部におけるグルー
プ活動、それから統一委員会の状況。
第三は日教組に対する日本共産党の
影響力の消長と今後の見通し、一応こ
の三つの点につきまして御説明を願ひ
ます。

○政府委員(高橋一郎君) 公安調査庁
は、御承知のように破壊活動防止法に
基いて仕事をやっておりますので、当
面の対象は労働組合ではなくして日本
共産党なのであります。それで日本共
産党を調査しております関係で教職員
活動或いは日教組に対する関係なども
触れて参りますので、その限りにおい
て承知しておりますことをお答えした
いと思ひます。

お尋ねの順序を変えますけれども、
教職員活動乃至日教組に対する日本共
産党の影響というものをどういうふう
に考えるかという問題であります。

現在具体的には日本共産党が日教組の
中に勢力を及ぼして、日教組全体をし
て党の方針に近づけようというための
方法としましては、日教組内部におり
ます党員をしてグループという責任を
負わして、このグループの活動により
まして組合の枠の中でその組合を日共
のほうに近づけておるのであります。
その又一つの中立ちとして統一委員会
というものを設けておるのであります
が、そのグループ活動の具体的な例と
して提出いたしました資料があるわけ
であります。この内容は、私どもが調
査活動の必要から承知しておりますこ
とでありまして、判断はともかくとい
たしまして、事実としましては御信用

下さつて差支えないものと考えており
ます。

ただ、今のようなグループ活動によ
つて日教組自体が日本共産党に影響さ
れておる問題と、もう一つ私は見落し
てはならない重要な問題として、教職
員の教壇利用ということについて、結
局測源は日本共産党に遡るのでありま
すけれども、恐らくやつておられるか
たがたは必ずしもそう意識しないで、
而もそのような方法をとつておられる
場合が非常に多いのではないかとこの
ことを申し上げたいのであります。

私も今が一つ問題にしておりますの
は、今の教師という身分を利用して教
育を行う、いわば教壇を利用するとい
う方法でありまして、これが日本共産
党が言ひたいゆる業務管理方式とい
うものであります。この業務管理方式を
非常に重視しておりますので、簡単に
業務管理方式というものを我々は如何
に考えているかというのを申し上げた
いのであります。結局資本と労働が
争ひます場合に、いづれも自分の処分
し得る権限というものを引込めること
が、これが現在の憲法下における民主
的な争議の在り方であらうと思ひま
す。従つて資本家が資本、或いは経営
というものを引込めるのがロット・ア
ウトでありまして、労働者が労働の
提供を拒否するというのがストライキ
になるのであります。ところが業務管
理方式というのは、労働者側がこの資
本の化体した設備を占領して、これ
を闘争の具に供するといふのであり
まして、全く現在のいふゆる憲法の保
障する団結権、団体交渉権といったよ
うな枠を出ている実力闘争主義なので
あります。これが若し国鉄労働組合で

ありますと、組合が自分でダイヤを組
んでこれを動かすということになりま
す。それから電線がこれを用いたなら
ば、いふゆる狙い撃ち停電といった現
象が生ずるわけでありまして。ただ幸い
にして国鉄や電線などでそのような広
汎ないわゆる業務管理方式というもの
は、組合内部にこれを抑える力が当然
働きますから、従つてこれはできませ
ん。ところが教壇利用の場合には、必
ずしも全国一斉にやらないでも、個々
の教壇を利用するといふ形で非常に行
われ易い形態をとるのであります。

この業務管理方式というのは、元来
は革命の決定的な段階でいふゆるソヴ
ィエトを組織して、そうして工場
の生産を管理するとか、官庁の業務を
管理するとかいふような形で一般的に
現われるものでありますけれども、勿
論現在はそのような情勢でもなけれ
ば、又共産党のほうでそういうふう
に考えてやつておられるわけでもない。
併しこれを利用するのは、できるだけい
ゆるそういう闘争の枠を越えようとい
う一貫した方針でやつておることと
も、一つは、こういう闘争をやる間
に、労働者の革命意識を高揚する、そ
れをやつて行きますと、必ず制限を受
けます。制限を受けるという、そこ
でどうしてもそれをぶち破らなければ
事態は改善されないのだというふう
に思ひ込ませるということによつて、労働者を
革命化するという方法が便法として現
在行われているのであります。

この方法は終戦直後に徳田球一その
他によりまして広汎に主張されて、御
承知のように非常に広く実地に行われ
たのであります。必ずしもそれは成功
したかどうか、(野本吉吉君「時間が

ないようですから、簡単に結構です」
と述べ)それでそれが一時火炎びん戦
術なんかに向いてしまつて、「馬鹿言え」
「でたら目言つてはいけません」と呼ぶ
者あり)その後火炎びん戦術の行過ぎ
を批判したときに、いふゆる一昨年の
七月、徳田論文といふのが出て批判し
ていたのであります。そのときに又業
務管理方式といふものを言葉で費して
思ひ出さしているわけでありまして。又
そういう業務管理方式をとるからな
いかといふことが非常に問題であらう
と思ふのであります。共産党のほう
はそのグループ活動の指導をやつて
おります。日教組中央グループ指導部
の決定で、一昨年の十二月の日教組
グループ当面の活動方針の中で、民族の
解放と平和を目標とする学校の自主管理と
いふ項目の中で、学内の授業、行事等
の一切の運営を、教師と生徒、児童と
父兄の手で自主的に管理するといふ運
動を作り上げて行かなければならぬ
といふことを申しております。

それから昨年十月の教育労働者当面
の要求草案の中では、教え子たちを平
和と独立と民主主義的自由のため青少年
を教育するといふ使命を果して行か
なければならぬといふふうにしてしま
して、我々はこの要求を聞いて取るため
に次のような組織活動を行うことが必要
である。その最後に学校の自主管理と
して、その中でいふゆる自主管理の例
を挙げておられます。自主的な
教科課程を作ること、あらゆる教科の
授業、学芸会、音楽会、課外指導等、
平和と独立と民主主義を貫く教育の闘
いは各地で広汎に展開されておるとい
ふふうに申しておりますのであります。こ
のような指導が行われております。

方、例えば山口県の平和日記のごとき
問題を生じておるのであります。こ
の山口県の平和日記に關しまして、
昨年の九月四日の日教組中央グルー
プ指示第一号において、自主的な教育
実践の記録、報告、資料、例えば山口
県教組の平和の日記を集めて九月三十
日までには教育労働新聞、これは全国教
育職統一委員会の機関紙の教育労働
者の発行所でありまして。そこに送付す
ることといふようなことを申しておる
のであります。即ち山口県の平和日記
のごとき自主的な教科課程を作つて教
育を利用して党の政策を実施するとい
うような業務管理方式といふものを宣
伝するものであります。この平和日記
などは、その党の方針に合致しておる
といふふうにとめておるといふわけ
ではないかと思ふのであります。この
ような業務管理方式といふものは、終
戦直後の、先ほど申しましたような広
汎に行われた当時の影響が未だに残つ
ておりまして、必ずしも共産主義者で
ないといふふうにと考えておられる人
たちでも非常に放漫にこの方法に慣れ
ておられるのではないかと。例えば日共
の第十回定期大会の決定の中に、平和
と独立のための教育内容の強化、教育
の場を通じて父兄、生徒の啓蒙を行う
とか、或いは平和教育を日常教育活動
の中で具体的に展開する、或いは科学
的な歴史教育、生活に密着する綴方教
育を推進し、自主的な教育を確立する、
こゝにいふようなことを言つておられ
るのであります。これはこの場合に教
える内容がいふゆる社会民主主義であ
るとか、或いは共産主義であるとか、
そういう内容の問題ではなくして一つ
の政治目的を持った内容を直接教育を

通じて、教壇を利用して教えるという方式自体が、これは日本共産党の業務管理方式に通ずるものであるというふうに見られるのであります。私どもはこの決定によつて判断しておりますので、果してそういうふうな意味で書いておられるのかどうかその点はわかりません。わかりませんが、一応そのように理解できるのであります。

それからグループ活動の全貌ということにつきましては、私どもこれは直接日本共産党の黨員の問題でありますから相当調べてございますが、その数や何かはまだ精密にここで申上げる、正確な数字を申上げるということとはできません。ただその多数はいないのではないかと、まあ数百名という言葉で表わし得るのではないかと、いうふうに考えておるのであります。統一委員会の実情というものは、私どもの調査も十分手が伸びておりませんので、こゝ具体的に申上げるほどのものはないと思います。國警のほうの資料にも統一委員会については若干資料が出ておるようであります。私どもは國警のほうとしてよつ中情報交換しておりますので、大体それによつて御承知願いたいというように考えております。

○野本品吉君 最後に、大変時間をとつて失礼ですが、皆さんお許しを願います。

静岡の大会の資料として、教育の中立性に関する特別委員会、これは日教組のほうとしては初めそういう特別委員会を設ける予定ではなかつたけれども、こゝへ落着けられたといひますか、引付けられてこういう特別委員会が設けられた。この特別委員会の決定事項の中には、私は政治と教育の問題

で見落すことのできない極めて重大な点があるので、あえてお伺いするわけですが、それは、その二番目、三番目です。この資料の数字の、「幼児のための保育施設、精神薄弱児童のための特殊学校、昼間勤務する青年たちを温く迎える正規の高校等を増設し、すべての子供たちにひとしく能力に応じた教育を求める運動がある特定の政党の主張と一致したとき」それから三番目は、「個性に応じた指導を施すため、学級五十名の多数では無理であること

から、定員増加の運動を行いこれとくにある政党が支持し、この政党とともに教師が要求の実現のために闘うこと」さういふときの教員の活動が一切禁止されるであろう、こう書いてあるのです。これには、この書は私は政治の中における教育の在り方と極めて重大な関係があると思う。そこでそこにある、若しこういうふうなことになるのであります、教育というものは特定政党に、まあ教員の力というものが特定政党に結集される。その自然の勢いとして教育そのものが特定政党のイデオロギーに影響されて来る。更に先ほど問題に出ました、教育が政争の渦中に投ぜられる端緒ともなる、こゝう考えますので、この点は極めて私は重大視して見たわけです。この或る特定政党というものは私にはわかりませんが、どういふ政党であるかというようなことは無理だ知りませんが、何か御感想がありましたらばお伺いしたい。

○政府委員(高橋一郎君) 今お尋ねの資料はこれは私どものほうの文章ではございせんので、これはどういふふうに向うで考えておるかということばかり推測はつきましますけれども、ちよつとわかりません。

○野本品吉君 以上大変貴重な時間を長時間頂きまして、私は先ほど来大臣及び公安調査庁の方のお話に更に再検討を加えまして今後における具体的な法案の審議の際に御質問申上げた、かように考えます。

○須藤五郎君 文部大臣に質すんであります。私どもは文部省が提出した二十四の事例に關してこれまでその出所を追及して参つたものであります。文部大臣は未だにその出所を明らかにしない。その状態の中で月曜日と火曜日の二日間証人喚問がされたわけですが、私はそういう状態では証人喚問が無意味に終るだらうというのを実は考えて前以てその点発言してあるわけでありました。果して所期の成果は得られなかつたかと思つてあります。而も二十四の事例のうち九つの証人喚問をして審査した結果を見まして、絶対的に事実何れもなかつたという事例が相当現われたし、それからそのことは偏向教育と何ら関係ないといふこと。この二つだつたと思つたのであります。例へば京都における大將軍学校の給食の問題など、PTAや学校の先生たちが協力して如何にして困難な給食問題を解決しようか、そういう給食に対する熱心な行動がそれが偏向教育だといふような事例にされていゝといふことが明らかになつた。そこでな

お文部大臣が素直に文部省が提出した二十四の事例はこゝとくかくのごとき種類のものではあつて、偏向教育の事例としてはふさわしくないのだ、全部取下げますと言つて取下げるならばどうか、なお文部大臣が所信を曲げず、証人喚問した結果がたといさうであらうと、自分はこの二十四の事例が正しい、偏向教育だといふ所信を曲げないならば、私はここにおいて再び文部大臣にある二十四の事例の出所を質し、そしてなお慎重にこの問題を論議しなかつたならば、この法案を審議する本筋へ入らないと私は考えるものであります。その点私は文部大臣になお所信を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大邊茂雄君) 文部省から提出をいたしました資料について証人を喚問せられて、そのうちの幾つかの事例について御聴取になりましたのは、これは当委員会の委員の各位がその事例の信憑性を申しますか、その事実についての認識を深めるために呼び出したものであります。私は承知しておつたのであります。従つて、私も大体聞いておつたのであります。まあ私のその証人の陳述に対する判断はこれは別といたしまして、委員各位のほうでそれ、この陳述によつて事例の真実性についての御判断があつたことと存じます。又これが偏向教育であるかどうか、これは真実性の問題とは違つて、これは法律の解釈若しくは現在の学校教育の在り方から見て偏つた教育と考えるか考えないかといふ各自のこれは所見の問題であります。従つてこの点は、お呼び出しになつた証人のかたがたがそういう見解を持つておられた、個人的なこととして私は何つておつたのであります。今須藤君のほうでは、これらの事例がこゝとく事実無根若しくは偏向教育にあらずといふ大體結論に達した、従つて文部省はこれを取下げるか

どうか、間違つておつたとして撤回するかどうか、こういう御趣旨のようでありまうが、これは須藤君のほうは証人喚問の結果さういふ御判断に達せられたかも知れません。私の判断はそれとは違つたのであります。従つてこれを撤回するとか、さういふ気持は毛頭ありません。

○須藤五郎君 大臣がそこまで信念を持つて出した資料ならば、この資料の出所を明らかにすべきです。資料の出所も明らかにならないで、私はこゝう思ひ、私は正しいと思つて、私はこゝう個人的な意見を固守することによつてこの法案を裏付けようとする、これは非常な無理がある。それならば誰でも勝手に資料出して、私はこゝう思ひますといつて出す。こんないふゆる怪文書に類したようなものを当委員会に責任のある文部大臣が出すといふことは私は甚だ遺憾だと思ひます。あなたの個人的な私はこゝう思つていふようなこととてこの法案を審議して行くといふのは大きな間違いだと思ひます。出した以上、出所はこゝうであつてこゝうだ、我々各委員が納得の行けるような方法をもつてこれを審議しなかつたら意味はないと思つておるのです。あなたはさういふ途を塞いでおいて私はこれが正しいと思ひますといふ独断的な考えでこの法案を裏付けようとする、これは非常な無理があると思ひます。今日朝日新聞を見ますと、天声人語にこの二日間の証人喚問においてこの二十四の事例は偏向教育でないといふ大體例証があつた、これを偏向教育だと思つてゐるのは大臣こそ偏面的な考えを持つてゐるのではないかと、さういふふうに批評しておりますが、正に僕な適切な批評だと

思つて讀んだのです。それはあなたが如何に信念の固い人であらうとも、それはあなた個人の信念であつて、社会的な通念にならないと思ふのです。だからそこを大いに反省しなさい。私たちがこの二十四の事例は約六割までは信託の調査によつてなされた資料だと、私はさういふふうに大体考へてゐるのです。私たちはさう考へるべきやんと根拠も持つてゐるのです。が、信託の調査であるためにあなたはそれを出し得ないという苦境に立つてゐるのとは違ふのですか、どうですか。

この法律案の審議を願つておるのであります。私のほうで決してこの資料をあなたがどうしても本當だと思つてもいいというのを、さういふことを言つてゐるのではありませんから、従つて強断とか何とかいふ問題はあり得ない。人の判断を強制する意図は毛頭ない。文部省の資料を出せと言われたから文部省としての資料を出した。何も須藤君にこれを無理やりに本當だと思つてもらいたい、是非納得してもらいたいといふことを、さういふことを言つておるのではありませんから、その点誤解のないように願ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は前々申し上げますようにこの出所或いは一々の場合の調査方法についてはお答えを差控へたい、かように申しておるのであります。それがあなたの方のほうから御覧になつて如何にもこの事例が信託性に欠けてゐるといふ一つの判断の資料にされるならばこれはやむを得ません。私が強断的にこれを出してゐる、さういふふうに言われますが、私はこの資料の真実であるといふことについてあなたに御判断を強制する意図は毛頭ありません。納得なさらないなら納得なさらないでやむを得ない。又これが本當だからあなたがたも是非さう思つて下さい、さういふことを言つてゐるのではない。嘘だと思つてゐるならそれもやむを得ない。昨日もこの二、三日前の証人喚問の場合にもさういふ事実があるとお考えになつてあの証言を聞いて判断されたかたもありましようし、それから事実無根であるといふふうに判断されたかたもありましよう。これは委員各位のそれぞれの御判断によることであり、又それぞれの判断に基く御見解によつて

○須藤五郎君 それは勿論あなたがこれを本當だといつて我々に差しつけたつてこんなものは驍飛しますよ、こんなことは御免蒙りますよ、あなたからそんなことを強制される立場にならぬのですから。併しですよ、あなたが個人が本當だと思つてな今日信念を曲げないでいても、二日間の証人喚問によつて真実でないといふ証拠が出てゐるのじやないですか。何も無い、問題はない。それから多少それに似た事実はある、さういふことがあつたといふけれども、そのあつたことは偏向教育の事例には何ら関係のないことだといふことが現われてゐるのです。それは偏向教育の事例だといつて頭張るというならばおかしいといふことを私は申上げてゐるのです。それならばあなたの強断なんですか。新聞でもさういふ批評です。傍聴に来た人でもさういふ観念をもつて帰つてゐるのです。だからあなたが今日な二十四の事例を偏向教育の事例だといつて頭張るならば、もつとこれを追及して慎重審議し

てあなたの頭を訂正しなければならぬといふことなんです。あなたの頭を訂正してすつきりした気持ちにして、さうして日本の民主的な文教の責任者としてふさわしい頭に僕は改造したいと思ふんです。そのためには証人を喚問してこの信託性を質してあなたをすつきりした気持ちにしなければ僕は気の毒だと思ふから、それでこれを追及しておるのです。ところがあなたは頑固一徹で、信託性があることは本當だと思ふと言つてこゝで啖呵を切つておつても、それは一方的な啖呵の切り方でさういふ一方的な頭でこの法案が作成されるとなると、これは大変な問題です。あの証人喚問の中にさういふ田舎のおぢさんがありましたよ。お上がお上がさういふようなことを言つて、さうして何ら根拠なしに、教育基本法すらも知らないで教育の中心に立つてものをやろうといふようなおぢさんがあつたのです。そこで僕はあなたに質しておるわけですよ。あなたがお上を曲げないならば、一つ二十四の出所を明らかにして、これの信託性を明らかにしようじやないか。私たちがこれに明らかにしたつて、真実これは偏向教育の事例だといふことがわかつたら僕は釈然としますよ。それをあなたはいさうとしないでおいて事を運ぼうとするから、僕はさういふことを重ねて言つておるわけですよ。もう一度言つて下さいますか。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど申上げたように、私がどう思ふかといふことは、これは私がきめる以外にない。一方的にきめるとおつしやるけれども、私はどう思ふかといふことは私自身きめる以外にない、ほかにきめるものはおりません。それからさつき言つたように、それは須藤君にそれを是非さう思つてもらいたいとか、思ひなさいといふことを言つておらん、強制されるものでないことはその通りなんです。それと同じようなことが、あなたが証人喚問の結果さういふ事実はない、さういふふうに判断された、その判断を私が強制される理由はない。あなたの判断がさうであつたといふことは今のお言葉でわかりました。あなたの判断と天声人語の判断だけは事実無根であつたといふ結論であつたといふことはわかりました。併しあなたがそれを客観的の証拠であるかのことを、あなたの判断はなんの客観的の証拠ではありませんか。だから頭を改造してさう思はせる、さう言われてもこれは私もあなたの強断に服するわけに行かない。

○須藤五郎君 それならばあなたは男らしく出所を明らかにしなさいよ。出所を明らかにし得ないで口を噤んでさうしてそんなことを言つたつてそれは卑怯千刀、曾つての大達さんともある人間がもつと男らしくやんとしたさういふのですか。そんな出所を隠しておいて、まあ法務大臣に叱られても出所を明らかにしなさいよ。出所を明らかにしなかつたら釈然としませんよ。それは出所を明らかにして下さいよ。どうですか。出所を明らかにできないのですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 先刻お答え申上げた通りであります。

○永井純一郎君 私は文部大臣に一つお尋ねをしておきたいのですが、なおこの九つの事例について証人の証言を委員会が聞いた結果については、なお

後日詳細に文部大臣に質したい点がございまして、今日時間もないようです。から簡単に二、三聞いておきたいと思ひます。

それは全体として大体文部大臣は証人喚問の際にずつとおいでになりましたから、さういふ三、四幾人かの証人の証言について感じを持たれたかといふこと。これは大体抽象的ですが、これを伺つておきたい。それからこの証人が率直に申上げて私どものほうから来て頂いた証人と、それから又与党の諸君が推選下さつて来て頂いた証人のかたがたが、高知県立の山田高校その他二果のような場合のごとき、全然その事実無根であるといふことはとにかく認めておられる事件がありました。これに對してはどういふお考えを持つておられるかといふ点が二点です。それからもう一つは山口県からはこの県教育委員会の教育長が見えになりました。教育長でありますから私も法律的或いは専門的な証言を要求いたしました。それに対してその教育長はまあ山口日記もはつきり偏向しておるといふことは言えないといふ意味のことを、匂いがするといふことで表現をされております。これは文部省はむしろさういふ偏向があるかないかの判断をする権限はむしろないのであつて教育委員会にこそあるものでありますから、さういふ証言に對してはやはり教育委員長としての証言でありますから、文部大臣これを尊重すべきものと私は思ひますが、さういふ点は文部大臣はどうか考えになるかといふこと、それからもう一つは山口県に山口日県の件で文部大臣はみずから出張をして行かれたといふことを一証人が言

これは文教に責任を持つ省としてはこれ又有権的な解釈だと私は思うのであります。

○永井純一郎君 切初うと思つたのですが、大臣の考え方が大分私はおかしいと思うので、文部省が法の解釈なり或いはこの運用について、特に運用についてはあなたのはうは助言勧告の府に過ぎない、特に運用の面において監督などは一切できないことになつておる、特に法の解釈なども従つて私にはあなたのはうが法の解釈についてどうであるかと思つた、この助言はできる。併し法は又文部省は文部省として一つの考え方を有権的に持つというこ

とは、これは今の教育委員会法の建前からいって、私はそういうことはあり得ないと思つた。これはあなたの方で少しおかしいのじやないかと思つたのです。結局この問題は山口日記の教育長の証言に入つて行きますから、又後日私もよく調べてやりたいと思つたのですが、この点は今の文部大臣のお考えが私はやはり間違つておるのじやないかと思つたのですが、どうでしょう。

「委員長退席、理事鈴木弘君委員長席に着く」

○国務大臣(大達茂雄君) これは有権的という言葉は通常使われる言葉であります、有権的という言葉の解釈のし方であるかと思つたのです。有権的という言葉が他の諸機関を拘束する、こ

ういうふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

ういうふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

ういうふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

取上げたというふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

ういうふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

ういうふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

ういうふうな証言であつたように私は記憶しております。間違つておるかも知れませんが、私が当時山口県で聞きましたのは、この日記の問題に關して動揺が起つておる、で、余り大したむずかしいことにならないようにしたいと思つておる、こ

うものをよく御理解がない点があるからそういうお考えになるのじやないかと思つた。有権的な解釈ということに關して、文部大臣は責任ある解釈というふうな意味で言つておるんだと、こ

うものをよく御理解がない点があるからそういうお考えになるのじやないかと思つた。有権的な解釈ということに關して、文部大臣は責任ある解釈というふうな意味で言つておるんだと、こ

うものをよく御理解がない点があるからそういうお考えになるのじやないかと思つた。有権的な解釈ということに關して、文部大臣は責任ある解釈というふうな意味で言つておるんだと、こ

うものをよく御理解がない点があるからそういうお考えになるのじやないかと思つた。有権的な解釈ということに關して、文部大臣は責任ある解釈というふうな意味で言つておるんだと、こ

張したんではありません。それからそこで指図がましいことを言つたかどうかという質問であります、指図がましいといふことは、あなたのはつきり言われるように指図をする権限は持ちません。従つて指図がましいことを言うことはあり得ない。ただ教育について最後に一言大臣から一つ立つて話をしてくれと、こ

張したんではありません。それからそこで指図がましいことを言つたかどうかという質問であります、指図がましいといふことは、あなたのはつきり言われるように指図をする権限は持ちません。従つて指図がましいことを言うことはあり得ない。ただ教育について最後に一言大臣から一つ立つて話をしてくれと、こ

張したんではありません。それからそこで指図がましいことを言つたかどうかという質問であります、指図がましいといふことは、あなたのはつきり言われるように指図をする権限は持ちません。従つて指図がましいことを言うことはあり得ない。ただ教育について最後に一言大臣から一つ立つて話をしてくれと、こ

張したんではありません。それからそこで指図がましいことを言つたかどうかという質問であります、指図がましいといふことは、あなたのはつきり言われるように指図をする権限は持ちません。従つて指図がましいことを言うことはあり得ない。ただ教育について最後に一言大臣から一つ立つて話をしてくれと、こ

が、その扱う法規について自分の責任のある限りにおいて解釈をして、それによつて行動する、それが有権的解釈という意味だろうと私は思うんです。文部省は助言もしなければならんし、勧告もしなければならん、指導もしなければならんという立場があります。その限度において文部省は文部省の解釈に従つてこれが偏向なりや否や、具体的に言うて山口県の日記が偏向しているかどうかということは文部省独自の見解に従つて解釈し、その解釈に基づいて文部省は行動するのであります。勧告もするかも知れんし、助言もするかも知れん。その限りにおいて私は有権的解釈である、こういうように申上げたのである。あなた、どういうふうな有権的解釈という言葉を御使用になつたか知りませんが、私はこれには普通行政上使われておる有権的解釈ということは、そういう言葉として使用されておるものと私は承知しております。

○永井純一郎君　だん／＼とこじつつけのあなた答弁を例によつてやつておられるが、従つて私が言うように、助言勧告等の権限があるのだからその範圍においてあなたのほうが解釈をする、それはそうだとこ言えばいいんです。いろ／＼附加える必要はありません。そういう意味ですね、あなたが責任と解釈されるのは。

○國務大臣(大達茂雄君)　文部省が文部省としての解釈権といいますか、立場を持つておるからこそ山口県からこれについての意見を聞いて来たものと思ひます。まさか山口県の教育委員会がこれは偏向しているかどうかということは、ほかの誰にも助言を求めたり

意見を聞くことはいないと思います。国会のはうへ言うとか或いは他の学者のほうにこれは参考に聞かかも知れんが、とにかく公文書を持つて意見を聞いて来たということは、文部省がこれらの法規についてその助言勧告をすることについての解釈権を持つておるからこそ文部省に聞きに来た、これを解釈したものをその通りほかの自分の権限外に押しつける権限がないということとはこれは当然であります。これは如何なる場合においても有権の解釈というものに、何人の解釈権を拘束するような権限のないことは、はつきり初めからわかつておる。

○永井純一郎君　ですから、素直に答えたらどうですか。私が言うように勧告助言の範圍であなたはこの解釈を下すんだとこれでいいんですね、はいだけ返事して下さい。

○國務大臣(大達茂雄君)　その通り、それを有権の解釈の立場をとつておる、こう申上げたのであります。

○高田なほ子君　まだ私はこの速記録を拝見しておりませんから、この問題にまだ触れることはできませんけれども、先ほど須藤委員の発言に對しまして、大臣は文部省から出した資料の解釈はあなたの御自由である。全く私はその通りであらうと思う。自由に解釈されていいし又押付けるべき性格のものでない、これはよくわかるのでございます。ただ一点資料というものについての性格をここで、はつきり大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君)　この場合は文部委員会のかたのうちからこの法律案を審議するに必要な資料として偏向事例があれば出してもらいたい、こう

いう御要求がありましたので提出したわけでありませう。従つてこの資料はこの法案を御審議になる上の何かの参考になるからと、こういう意味であらうと思ひます。それは詳細には資料を請求されたかたのほうの關係だらうと思ひます。どういう氣持で言われたか。

○高田なほ子君　資料は常に議員が国会議員として審議をする上に非常に必要である、こういう立場から請求をされるのでありますから、当然當局としてはこの資料が出されなければいけません。ことに今日の法律ではなつておるわけでありませう。そこで私が御質問申し上げた意圖が十分お呑み込めになれなかつたやうでありますが、国会に出されする當局の資料というのが国会議員の審議に必要なものであるが故に、やはり資料そのものについても十分考慮しなければならぬといふ／＼の点が私にはあるのではないかと思ふのでございませう。只今文部大臣の永井委員の御質問に對するお答えから綜合いたしましたも、文部省独自の解釈に基くといふことが再三言われたようでございますが、この二十四の偏向教育の事例に對しましても、文部省独自の解釈に基くところの資料として出されましたものでございませうかといふことを実は伺つておるわけでは。

○國務大臣(大淺次雄君)　これは何度も申し上げたと思ひますが、文部省として入手したところの情報、この偏向教育に關係する情報を差上げた、こういうことではあります。これはその當時からその意味で御説明申し上げたと思ひます。そうしてこれはその事実についてはその事實があるや否や、文部省としては思ふので出した、こういうことと

その当時申上げましたが、これは御記憶があると思いますが、この一々の具体の事例についてこれを裁判所の証拠物件のような意味で出したのではないので、日本の義務教育諸学校或いはその他の学校において今日偏同教育といふものが行われておるかおらんか、この大勢を察知する意味においてその御判断の資料として提出した、こういうふうに申上げたと記憶しておりま

す。

○高田なほ子君 情報をもつての足がかりとしてこの資料をお出しになつたように只今御発言があつたわけです。参考資料としてそういうものも又適當かかと思ひます。併しながら偏同教育の事例としてお出しになるからには、官制法にただ情報を手当り次第に出して偏同教育の事例は岐阜県の誰それである、山口県の何それであるということ、は、今後いろいろな私の問題を残すのではないかと思ふのですが、これも解釈の御自由と言われればそれまでです。併しながら偏同教育と銘を打たれる限りにおいては、やはり文部省としては立法機關に差出す資料とあるからには、法的な根拠に基いてこれが出されるなければならぬのだと私は常識的に考へるわけです。何かこの偏同事例をあなたが諮りになる法的な根拠といふものがあるかになりましたならば、これをお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) これは情報を出しました当時に御質問に対するお答えをしたと思ひます。法的根拠といふことはどういふ意味でございませうか、私にはよくわかりませんが、法律

に基いて集めた。こういうものではありません。ただ法律に基いてとすれば、これもさばく申上げたと思ひますが、文部省は地方の教育委員会に対して報告を求める法律上の権限を持つております。従つてその報告を求めたけれども、それに對して報告を得たものは極めて少い。殆んど皆無と言つていい状態であつた。これも申上げたのであります。その他、その当時詳しく申上げたように、新聞に出たような事例について、これは新聞に出たものをそのまま資料として出したものではありません。これは絶えず何かさういうふううに感違ひしていらつしやるように伺つたのであります。それは前に申上げたように、速記録を見て頂ければよくわかるわけでありませう。新聞に出たものについて、その事実について文部省の職員を派遣して調べたというやうな場合とか、或いはその他の教育委員のかたへ、或いはその他の先生とかか關係の人が、文部省に出てお話になつたこととか、さういふ種類の情報となつたものをお手許に差上げたのであります。これはそのときにはつきり申上げたのであります。さういふものと御承知を頂きたい。法律によつてこれを何か裁判所のように取調べをしたりする権限はありませんことは、これはよく御承知であります。法律によつて通牒を出しても、思想調査であると言つて非常な非難を受けるやうな情けない状態であります。

○高田なほ子君　大臣のお答えは丁寧なんですけれども、ちよつと的が外れるのです。私がお尋ねするのは、偏向教育とおつしやるからには、教育基本法に外れておられる教育を偏向教育

だと言ふことは、再三言つておられるので、多分この二十四の偏同事例というものは、あなたが判断する基礎として、教育基本法の第八條第二項に違反しているということとを素材として出されたのじやないかという質問なんです。

○国務大臣(大達茂雄君) これは当時も申し上げたと思いますが、偏同教育があるのではないかとこのことを想像させる、若しくは判断、推定させるに足るような資料、こういうふうな考へて提出したわけでございます。ここに資料として掲げられてある極めて簡単な一行か二行のものがありますが、これは直ぐ偏同教育に、いわゆる法律八條の二項に該当するのではないかと、こういうものという考へてはないのでありまして、該当する教育が行われているのではないかというのを推測せしむる資料、こういう意味であります。

○高田なほ子君 そうすると、まあ教育基本法の第八條の第二項に該当するかも知れない。しないものもある。こういうふうな中へく解釈できると思ひます。私はまあ大臣の御答弁をそういうふうな受取つたわけであります。

第二点は、文部省は国会からいろいろな資料が要求されるわけですが、例えば老朽校舎の予算が算定される基準はどうかというふうなことに付いては、やはり国の法律に基いて算出されるいろいろな基礎的な数字や、それが積算された予算の総額というものが出されるわけですが、こういうふうなことは当り前の手続きであります。常に国会から要求される資料が、ここに、国会に出されるまでの経路というものは、事務的にどういう経路をとつて来るの

か、なかなづくこの二十四の偏同事例が国会に出されるまでの事務当局はどこであつたか。どういう手続きで出されて来たか。それから、事務的なことではありませんから大臣の御答弁でなく、わかりやすいようにお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 偏同教育、今問題になつております資料につきましては、三月の十一日であつたかと記憶いたしますけれども、今国会から要求があつたということを知りまして、早速私のほうから提出いたしました次第でございます。

○高田なほ子君 そうすると初等中等局、その局から出されたわけでございすか。

○政府委員(緒方信一君) これはそうでございます。文部省として提出いたしましたわけでございます。

○高田なほ子君 そうすると担当の直接の事務の責任者はあなたですか。

○政府委員(緒方信一君) これは国会から要求されます資料はみんなそうでございますが、文部省としていたしまして、それから、それらの関係の局で担当いたしましたして、文部省として提出いたしました次第でございます。

出したのです。

○高田なほ子君 そうするとあなたが初等中等局長ですから、あなたがこの事務の直接の責任を持つていらつしやることになるわけですね。

○政府委員(緒方信一君) その通りでございます。

○高田なほ子君 それを文部大臣が責任を持つて、全部責任をお持ちになつて偏同教育の事例として責任を持つてお出しになつた。こういうことになりすか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは文部省のこの事務でありましようとも、文部省というものの組織を通じて出すものでありますから、これは文部省から出した資料である。無論さうにお考へ頂きます。

○高田なほ子君 出された資料の中には、いろいろ我々が検討して参りますと、たとへば厳密に法律に關つて出された資料であつても、しばしば間違ひがあることもあつたと思ひます。今日までたび／＼数字の間違ひなどもあつた。それは率直に直されましよう。大臣はやつぱりこれはどんなことがあつても絶対直すような、研究する余地もないというふうなことをさつてから言われているようですけれども、まさか如何に頭固陋なものでありましようとも、証言の速記録が出ておりますことですから、やはりこの証言の言葉は尊重されるおつしやつておいでですが、今後大臣としては永久にこういう態度で行かれると思ひますがどうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は以前もさうな御質問に對しまして、私が成るほどこれは間違つておつたといふことを私自身が判断した場合には何時でも訂正するし、又それに關連して適当な処置をとるつもりであります。こういうことを申し上げております。

○高田なほ子君 改めて念を押します。私は、文部大臣が、あなた個人の単独な判断で以てこの物事を処置して行くといふことは、如何に大臣であつても私は許されなかつたと思ひます。法律に基いて判断されるので、法律を物差しにしてその物差しに照らしたそのことと自体を、大臣は文部大臣として行政の責任を私は持つておられると思ひます。私はさうだと思ひます。さうでなければあなたはネロになつちやう。ネロ皇帝の、暴虐ネロになつちやう。やはり国会は国会でありますから、法律に基いて判断されるのだと私は思ひますが、大臣がその通りだと私は思ひますから、もう一度誤解のないような御答弁を願ひたいと思ひます。

とを私自身が判断した場合には何時でも訂正するし、又それに關連して適当な処置をとるつもりであります。こういうことを申し上げております。

○高田なほ子君 改めて念を押します。私は、文部大臣が、あなた個人の単独な判断で以てこの物事を処置して行くといふことは、如何に大臣であつても私は許されなかつたと思ひます。法律に基いて判断されるので、法律を物差しにしてその物差しに照らしたそのことと自体を、大臣は文部大臣として行政の責任を私は持つておられると思ひます。私はさうだと思ひます。さうでなければあなたはネロになつちやう。ネロ皇帝の、暴虐ネロになつちやう。やはり国会は国会でありますから、法律に基いて判断されるのだと私は思ひますが、大臣がその通りだと私は思ひますから、もう一度誤解のないような御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 法律に基いて判断すると言われるのは、どういふ意見かわかりません。これが事実であるかないかといふことを法律に基いて、法律はこれを事実であるとかないとかいふことを規定するはずはありません。従つて法律に基いて判断するとおつしやることは私はちよつと理解ができません。

○高田なほ子君 私は、ちよつと御理解にくかつたと思ひますが、教育基本法に基いて今後文部大臣は判断されて行かれることと私は思ひます。その通りだと思ひます。そのことを申し上げておるのです。

○国務大臣(大達茂雄君) それは、この事例が、教育基本法に違反しているかどうかという意味なんですか。これは先ほど申し上げましたように、これらの事例が、一連の事例というものは、基本法の八條二項に違反している教育が行われている。かように判断し得る資料として差上げてあるものであります。

は先ほど申し上げましたように、これらの事例が、一連の事例というものは、基本法の八條二項に違反している教育が行われている。かように判断し得る資料として差上げてあるものであります。

○岡三郎君 文部大臣にこの前も言つたのですけれども、この前資料を出して、どう勝手に判断しようとしたか、たの自由だ、そういうことで一応出されてはいるけれども、反響が非常にでかいわけですが、速記録を私はずっと読んで、戦争裁判というものは人食い人種の首飾りのようなものだ。こういうことをおつしやられた。私はそれを咎めようと言つてゐるのではない、問題は、あなたの意思というものはやはり一掃して、人の言うこともよく聞かないで、さうして勝手に追放なり首を切つたり、こういうことをすることはいかんというあなたの意思から出てゐる言葉だと私は推測するわけですが、つまり裁判というものにして、こういう問題の法律の審議にしても、公正なる立場でやつて行つてもらいたいという意思がそこに含まれてゐると私は判断した。そのことの当否は別として、大臣が、あなたが今ここで述べてゐること、事実、それは二十四の事例を挙げて、さうしてこれは偏同の事例であると文部省の責任において判断してゐるわけですが、その出所或いは調査方法を言えと言つてもお言ひにかなない。それをわざ／＼多額な費用をかけた証人を呼んで、さうして二日間かけて深夜までかかつてやつたわけですが、その事実の中から、速記録に出てゐるからお説みになると思ひますが、確かにこ

これは根拠薄弱だ、こういう点があるわけです。そういう点については、文部大臣が文部省の出した資料としても、やはり何々の間であるから、やはりこれはちよつとどうかと思うような点もあつたというふうに率直に申述べられて、そういう点については至急調査して、文部省の権威とか、文部委員会の審議がどうなるか、そういう点については我々は必要以上に食ひ下がることは思つていないので、そういう点については何とかこれを善処して行こう、こういうふうな一國の文部大臣としての、やはり文教政策の中から教育を明るくして行こう、非は非としても、何とか間違つたような点はお互いにもう少し検討してこれを是正して行こう、こういうふうな態度で行くならば、私はたとへこの法案に対して反対する者、賛成する者はそれ／＼所見を述べても、これは堂々とやつて行けばいいんです。私はそういう点にかかずに合わないので、そういうような方向を私は文部大臣に期待しておつたわけであり、だからこういう点で私は審議を混乱に陥れようというふうな気持は毛頭ない。ただ問題はあなたが教師であつたり、或いは我々の子供が行つてゐる学校にあつた場合に、この問題について皆真剣になつてゐる。そうして多くの子供も真剣になり、PTAも真剣になつてゐるときに、それをわざわざ多額の費用を出して呼んでやつて、どうもあの事例は、いろ／＼見解の相違があるというとは別として、出所その他についてどうもあいまいなものである。あると言えばあると言えそうだけれども、この点についてはちよつと不確かである、こういう点につ

いてはやはり文部省としても善処したいという趣意を述べて、これはあるかないとかいふ断定はお互いに行きないかも知れんけれども、推定としてどうもこれはちよつとおかしいというような点があつたら、これは何とか調査をして取消して行こうというふうな立場をとらなければ、証人があそこ宣言して一体何の意味があつたかと思つて、証人は嘘を言わん、法律に照らして国会法に基いて証人に堂々と宣言したことの事実の中から我々は判断する以外に資料はないわけです。そうでなかつたら、私はこの文部委員会を一時閉鎖して、現地調査へ私は行く必要があると思ふ。簡単なものではないと思ふ。だからそういう点は私はそういうふうな思つてゐるわけなんです。文部大臣はいわゆる人食ひ人種の首祭とか何とか言つて、そうして非難を言つておきながら、これに対するところのフツツシヨ的な態度は何ですか。『そうだ』と呼ぶ者あり、自分の独断で、そうしてそうでないということを言つておけるのに対して一顧の価値も認めない。私はそういう点で後刻委員長に言つて、あとで理事会に諮つてもらいたいと思ふが、そういう態度ならば、初中局長なり齋藤君なり文部大臣を証人としてこへ私は喚問して事実審査をしなければならん。私はこの法文に照らして、今までやつて来た径路からいってこれはできると思ふ。これはできなかつた。そういう態度ならば、私はあなた方を政府提案の説明者でなくて、証人として喚問することを私は今日ここで表明しておきます。それに対して文部大臣意見がございましたらおつしや

つて頂きたい。
○岡三郎君（大津茂雄君） 岡君のお話になることを聞いてみると、私が証人喚問の結果、明らかにこれは事実と違つておつたということを心の中で認めながら頭張つて言つてゐる、こういうふうにお考えになつてゐる。私はそんな気持はありませんが、若しそうでないとするならば、私がそういう認識に達していないにもかかわらず、あなたがそういう認識に達せられたという理由を以つてこれを取消せとか、事実無根と言えとか、こういうことを私に押付けて来られることが、これがフツツシヨというものであります。『その通りだ』大変だ』と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。
○岡三郎君 これはあとで速記録を又見てやりますが、私が言つたのは、大臣が出所とかそういうことを言わないから多額の費用を出して証人喚問して二日間に見つてやつた、あの中ですら証人の証言だけでは断定できないとしても、併し証人は堂々と宣誓して言つてゐる限りにおいては責任があるわけなんです。それを我々は判断の元にすると、一つ一つの理由があると思ふ。それであの中からはちよつとひどかつた、文部省としても、まあこれは拙速であつたというふうな個所が、私どもとしても常識的に見て党派を問はずあつたと思ひます。『あるよ、情報程度だ』と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。それならば私はやりません。人のことを言わんでもいい。そういうようなことを木村君は言わんでもいい、とき／＼暴言を言うから、『自分の考へてゐることを言つていいじやないか』と呼ぶ者あり、その

他発言する者多し。荒木委員の質問に答へてゐるんです。岐阜の恵那の事例について、あなたはこの資料については否定されますか、こういうことについて三人の証人がそのようなことを言つてゐるわけなんです。これを讀むことについては時間がかかるので、ちよつと今讀みませんが、あとで文部大臣もこの資料を讀まれると思ふ。そういうふうな点で、あなたがその点について善処をするというならば、この問題については、私は私の個人に関する限り咎めません。併しそのような態度ならば、私はやはり日本の教育について、そのような独断によつて義務教育が混乱に陥れられておるこの事実の中から、あなたに対して午後更に私は質問いたします。時間がないから今ちよつとやめておきます。
○委員長（川村松助君） 暫時休憩いたします。
午後零時五十八分休憩
午後二時二十八分開会
○委員長（川村松助君） 只今より開会いたします。午前に引続き御質疑を願ひます。
○中川幸平君 議事進行。先刻から須藤君初め各委員の各位から偏尙教育の事例について又お話し返しの質疑が行われ、而も激烈な質疑を繰返されて、高田委員は遂に文部大臣に対して頑迷固陋な文部大臣というふうな言葉まで吐かれておられます。高田委員は婦人議員としてそこまで興奮しておられる、この間もさうなことも聞いたのであります。又岡委員はどうしても言つてもええなら証人として呼び出す、先だつてもどなたか謙遜で呼び出すとか、或

いは証人として呼び出す、なんの権利あつてそういうことを言われるのか、謙遜に呼び出すというのは謙遜の委員会の議決を経なければならん、当委員会に証人として呼ぶ場合には当委員会の議決によつてするのであつて、岡議員個人としてそういうことは言い得ないはずだと思ひます。元來この偏尙教育の事例、これは私嚴格に申し上げますと、偏尙教育の疑わしき事例、或いは偏尙教育にありやうな事例ということになるのじやなからうか、と申します。それは、かような事例は全部が全部物的証拠のあるものではないのであります。さういふ観点から文部省としても一々そういうことは言われたい、信憑性のあるものは委員の各位で一つ判断してくれと言つておられるのもそこにあると思ふのであります。さういふ観点からそういうことを一々詮議しておつたのでは法案そのものの審議に非常な差支を及ぼす。これは理事会で検討せなければいけないということでも、そのために証人を喚問しようというご事件の事例については証言を求め、三十二人、大変余計とは思ひましたけれども、まず、いいであらうと、二日間この九件の三十二人の証人を冷静な頭で私に聞いておまして、中には証人全部が否認しておつた事例もありました。例えば高知県の山田校のごとき否認はしておりましたが、それなら山田校にこゝろが書いてあつたのはどうかと言われた際に、前任早々でその校報を見なかつた、当の校長が大事な事柄を書いてあることを見なかつた、聞かなかつた。その裏を考へ、或いは岐阜

県の否認しておられたあの事件にしても、教員が大会をして何のために松川事件の緊急決議をするか、要求をするか、そのために松川の当該裁判長のところへ学校の生徒がいろいろと手紙をやつた、その裏を考えると、初めて我々は考える。又安下庄の、高田議員は非常に校長を奮めておられる。成るほど奮める点はあるでしょう。けれども我々は教育長がいろいろと注意しておるものを何の手当もせずやつておつたという点を眺めて、如何に証人が否認をしておられてもその裏を考えると、ここで、これらの点は我々委員が証人の言葉を聞いて判断の資料にするというに足るものと存するのであります。かようなことを一々一件をやるにいたしまして、発見するにいたしまして二月や三月かかるものと思ひます。さうなことにやたらに論議を尽くす必要がないと思ひます。これを判断の資料にしてこの教育二法案の審議を進めて頂きたい。もつと文部委員会は冷静な質疑を繰返して頂きたいということを委員長を通じてお願いしたいと思つて議事進行に併つて発言をいたした次第であります。

○高田なほ子君 たま／＼私の名前が中川委員より出されました。私は一言申し上げなければならぬのは、極めて本委員会において私は冷静慎重に物事を審議しよう、こういう態度をもつてゐるわけですから、興奮してものを言つたり、ヒステリーでものを言つたりするといふことはこれはあり得ないことです。国会の審議は最も慎重にやられるといふことが当り前でございます。私は婦人議員に云々と言われましたけれども、婦人議員はこれは国民の代表

でございますから、婦人議員だからこゝういふことを言つちやならないとか、ああいふことを言つちやならないとか、中川幸平君「頑迷固陋とは何だ、一國の文部大臣に対して」と述べ、さういふことはあり得ないのでございませう。頑迷固陋であると思ふのは私の自由でありまして、あなたが当代第一の文部大臣であると思ふのならこれはあなたの御自由でございませう。私の言うことについて何らあなたから制肘を加えられる必要もないし、義理もありません。我が党は曾てしばしば「頑迷固陋なる吉田総理大臣に対して質問していることもあります。何らあなたからさういふことを言われる必要はないのでございまして、今後またたび／＼こゝういふことは繰返すでございませう。即ち法律は、これは我々は立法機関でありますから、法律に基いて審議をし、法律に基いて大臣の発言はなされなければならぬ。然るにもかゝらず文部省独自の考え方で云々といふことは、私はこれは誠に言葉をやさしくして申し上げておるにかかわらず、さういふ御発言があるから頑迷固陋である、こゝう考へるのは当り前です。そんなことは御自由でございませう。私も国会議員、あなたと対等の国会議員なんですから、婦人とか男とか、さういふことを言われることはそれ自体が問題でございませう。その通り／＼と呼ぶ者ありし私は民主主義の原則をこの委員会ではつきり守つてゐるつもりでございませうから、あなたが民主主義の原則をお守りになつて発言をして頂きたいと思ひます。

○田中啓一君 いろ／＼な御意見があるようでございますが、それはそれといたしまして、私は皆さんが御質問に入る前に、先般本委員会の決定として日本教職員組合大会の決定と何種類かの記録を出し願ひように動議を提出したのであります。たしか七、八日頃であつたと思いますが、本日はもう一週間以上経つておりますので、まだ資料が出ませんでございませうか、どうですか。

○委員長(川村松助君) もう暫くお待ち願ひます。手配はしてあります。まだ届きませんから、もう暫くお待ち願ひます。

○田中啓一君 そり遠いところではございませう、私は御記録は当然あるものと存じますので、一週間以上も出ないといふことは大変この法案の審議に困つておりますので、よろしく一つ御催促を委員長にお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 承知しました。

○岡三郎君 いろ／＼意見が中川さんから言われたわけですが、私のお願いしてゐることは、私が判断した限りにおいては今回の偏向教育の事例について、岐阜県恵那郡大井小学校の問題と、高知県立山田高等学校の問題は、やはり偏向教育として採り上げることに、内容の問題よりも出所の問題を明確にしておらうと、或いは証人の言葉からこれはお気の氣であるといふふうに私は申し上げてゐるわけですが、それは他の点についてはいろ／＼な見解があると思いますが、これはそれだけ所論があるとしても、この三件についてはいづれの証人もがこゝういふことではないといふことはつきりと宣誓し

て申してゐるわけですが。私は先ほども申し上げましたように、それ／＼の学校及び子供、親たちはこゝういふふうな問題が新聞に公表され、而もそれが文部大臣の判断に基いて出されたといふこと、それから全国的に今この問題が採り上げられてゐるということと至大な関心と、一刻も早くこれについて分明的にすることを我々は聞いておるわけなんです。さういふふうな観点から見解の相違であるという点は暫くおくとし、一応このようにな出所根拠というものが明確でないような、或いは非常にあやふやの印象を受けるような事例については、文部当局としても、さつぱり、こゝういふ問題については誠に十分であるような氣配がするもので、今後若しもこれが大きな事実として出て来たならば、この問題についてはやればよろしいけれども、併しそれは現在わからないものは將來わからん。私はただ単に見なかつたとか聞かなかつたといふことでなくて、山田高校の問題にしても証人が明確にさういふ事実はないと最終的に言ひ切つておるので、です。それから若しもこれが嘘言であるならば、法に照らして処罰すればよろしいのであつて、それはどはつきりと言ふことはこれは重大なる私はやはり証人の立場を表明しておると思ひます。それがさうでないといふればやはり文部省のほうでこの三件だけについてでも出所、調査方法を言つて頂いて、そして議事進行を円満にして頂くことを、私は義務教育を推進し日本の教育の責任に應ずる当文部委員会の国会議員として、これは文部省のほうに委員長を通じてお願いするわけなんです。

それは普通ならば当然その場所に行つてこゝういふものを事実調査をする必要があると思つておつたわけですが、審議の都合上並びに反対をされる人があつたので、我々はさういふ点をあえて強く主張して来なかつたわけですが。併し一旦それに代るこゝの重要な証人喚問のなかに置いて、いづれも証人がこゝのように言ひ切つておることについて、やはり文部省としてはさういふものに対してとる方策というものを考へてもらはねばならぬ。併しそれは証人が勝手に言つてゐるんだといふふうならば、これは証人と文部省の言つてゐることがいづれが正しいか、これは明確にされなくては私はならぬと思ふ。これは將來においてもあやふやなこと、或いは不十分なことを偏向教育なり何なりと断じて提出されるといふこと自体、誠にこれは国会だと思ひかけては考えさせられる問題だと思ひます。文部大臣が人食ひの首祭と戦争裁判を言つてゐることにやや通じてゐると思ふ。所管においてあなたがさう言われたこと、併しこれに対して違つてゐる根拠が出て来たら、それに対して謙虚に対応されるような文部省であつて欲しいわけですが。大體文相であつて欲しいわけですが。それはそれとして勝手になつたならば、それはそれとして資料を御撤回願ひたいといふことを私は言いたくありません。併しそこまで言つたつてどうしようもないので、私は極限に於てこの三件について文部大臣をお願いしてゐるのです。これは日本の教育を明るくするためにやつてもら

いた。その他の問題についてはそれ
ぞれの所見があるので、それ／＼の立
場で論じられれば私はいと思ふので
す。これは今のところは現地調査の
きない段階において、多額の費用を
かけて国家の権威を以て呼び、これが
宣言をして宣誓をやらした、その証人
から聴取した事項の中から私はこの事
例を判断する以外に持合せがないので、
私はそのような筋を通した立場で文部
当局に審処を要望しておるわけなん
です。御回答願いたいと思ふ。

○国務大臣(大達茂雄君) 午前中お答
えを申上げた通りでありまして、私は
文部省が提出した資料について、これ
が間違つておる、或いはこれは事実無
根であるというのを私自身として確
認をいたしました。しば／＼申上げ
ておるうちに取消しなり訂正なりそれ
に關連をして適當な処置はとるつもり
であります。さうでない場合にはこ
れを撤回するとか、私自身がそう考
えておらんものを取消すとか、さうい
うことはできない相談であると思
います。それから出所その他につきま
しては、前々から申上げるところによ
つて御承知を願いたい。

○岡三郎君 どうもおかしいですね。
あれだけの証人があつた公的立場にお
いて、公的の場所において分明したこ
とを、まださうでないと言われるなら
ば、さういふに言われるならば、
やはり文部大臣はですね、この三件
の事例についてのみ限定してもいいか
ら、やはりこれ／＼だからあつた証
言は我々としては受取れないと言つて
もらひにやならんと思ふ。その点如何
ですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど来の

お話のように、それがあやふやなもの
を出したという御判断であれば、これ
はやむを得ません。あやふやだとお考
えであらうとも、本當だとお考えにな
らうとも、これは資料を御覧になつて
頂き、その判断に待つよりありませ
ん。

○岡三郎君 あやふやとか何とか言つ
ておるのじやなくて、あなたは証人喚
問というものを形式的に考へておられ
るのですか、国会における証人喚問に
ついて大達文相の見解を問う。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は証人に
喚問せられたかた／＼は宣誓をした上
で証言をされるのでありますから、当
然眞実を述べられるべきものと思つ
ております。決して私は証人の諸君が
嘘を言つておられるかといふことを
私は断定すべき何らの資料はありませ
ん。併しながらその証人の言われたこ
とをこれを本當と受取るか受取らんか
といふことになれば、それはそれ／＼
の人の判断に待つのであります。

○岡三郎君 さうでないという判断を
言つてもらひたいと思ふ。あれをあん
たのほうで大臣は本當ではないという
ふうに判断されて、飽くまでもこの事
例が正しいと見ておるのだから、あの
証人の言つたことの信憑性ですね、さ
うでないという判断を言つてもらひた
い。

○国務大臣(大達茂雄君) これは前か
ら申上げておりますように、私はこの
資料は絶対的に眞実間違いのない、こ
ういふ裁判所に出すような意味で資料
を出しておるのではございません。従つ
て証人の言われたことは嘘であると言
つておるのじやない。併しながらさう
かといつて、それじや全然あの通りで

あつたかどうか、それはわからない、
さういふことは聞いておらん、さうい
うことを言つておられる場合が多いの
であります。

○岡三郎君 それだから私はあなたの
やつておることは人食い人種の首祭と
同じだと言ふのです。それは原則によ
つて自分がかう判断したのだと言つ
て、その聴取者がさうでないのだ、そ
れは公的の場所において宣誓をして言
つておるでしよう、それを採上げて、
それを証人が言つておることは、それ
はあやふやだと言へば、それに対して
やはり筋の通るやうにこれはさうい
うわけだからいまいなんだ、あの証人
が幾らさういふやうに、これは違つて
おるのだ、あの証人がさういふことは
ないのだと言つても私はさうはとれな
いのだ、さういふことを筋を通して行
くことが、公正なる判断をなすものだ
と考へるのです。それをしなければ
あなたが言つておるやうに人食い人種
の首祭をやつておるやうことになる
のです。さうだよ。あなたは、丁度
今の判事校事のように、下から幾ら
うではないさうではないと言つておる
のに、そんなことはないという、そん
なことはないという理由は何も言わな
いのです。それだから人食い人種の首
祭と私は言ふのだよ。さうでしよう。
それに対してあなたが一片の誠意があ
るなら、やはり眞面目にさういふ問題
について追及するなら追及して答を
出さなければならんと思ふのです。そ
うはさうでしよう。

○国務大臣(大達茂雄君) 証人の言わ
れることを私は嘘だと言つておりませ
ん。併し証人が言つたからその通りに
思ふのかと、さういふことを言わ

れてもこれは無理であります。併し事
実の事例というものはさう簡単なもの
ではないのであります。この問題につ
いては過日新聞を見ると、日教組が指
導せられてこの二十七の事例について
それ／＼の地元から虚偽の事実を出し
たといふことで文部大臣告訴されると
いう話であります。法廷へ出れば恐ら
くこの事実にはつきりするでありまし
よう。

○杉山昌作君 関連して。只今の岡君
と文部大臣のお話を承つていて、ど
うも私にも納得のできないところがあ
るのですが、まああの事実を基本法の
八条二項に關する、即ち偏向教育であ
るかどうかといふことはこれは私は認
定ですね。文部省といへどもあれが偏
向教育だと認定したんじやない。さう
いふふうなものが偏向教育と認定して
もいいたる、或いはその疑いが多分
にあるのじやないか、だから参考資料
として出したといふことは、その意味
においては私はわかりません。ただ問題
においてはそれはわかりません。ただ問題
は、あの事実があつたかかないか。あ
そこに書いてある事実があつたかかない
か。事実無根であるかどうか、或いは
非常に歪曲されたとか、大げさに書い
てあるかどうかといふ事実問題なんです。
これは、今、岡委員もおつしやつて
おるやうに、宣誓をした証人が、宣誓
をしてまだあれは事実無根であるとい
ふ、あれは事実が違つてゐる、非常に
歪曲されてゐるやうなことであれば、
聞いていた我々は証人がまさか嘘を言
つておるとはちよつと受取れない。そ
うかといつて一方文部省のほうからこ
れ又事実無根だといふ書面を出したとも
私たちは考へておりません。それだか
ら私たちとしてはどちらが本當かとい

うことになれば、これは自分で調べる
よりほかにしようがないといふことに
追い込まれるのですが、それでもでき
ませんので、今、岡君もおつしやつた
うに、すぐ文部大臣に取消すとか撤回
するといふことはできないにせよ、
我々としては更にここで文部省でも
一度、証人が宣誓の上にあれほどま
でに言つてゐるのだから、もう一度文
部省は眞相をよくお調べ願つて、若し
も文部省のほうから事実が違つてゐる
といふことだつたらば、そのときには我
は御訂正なりお取消しなりする、そ
ういふだけの御用意はお願ひしたい
と思ふのです。(同感々々)と呼ぶ者あ
り)

○国務大臣(大達茂雄君) その通りで
あります。私も先ほど申上
げましたやうに、いわゆる本當に間違
つておつたといふことを確認すれば、
私は間違ひといふことは絶対にない
といふことは申上げないのであります。こ
れは文部省に入つた情報で、先ず大体
事実であらう、さう思ふものについて
出した。これは前々から申上げてゐる
通りでありますから、これは絶対に間
違つてゐない、さういふことを私は言
ひ張つてゐるわけではないのでありま
す。間違ひであるといふことが私ども
納得して、はつきりさうであつたとい
ふことであれば、何時でもこれは訂正
その他適當な方法を講じて善処する
といふことは、前から実は申上げてお
るものであります。その点は今でも交
はり
はないのであります。
そこで証人として立たれる以上は、
これは當然眞実を語られなければなら
ん、さういふものであると思ひます。
従つて軽々しくその人の発言を本當で

とを言っている。その場合にとつてを
一体正しいとお考えになりますか。私

いでの旦那等はこうく、こういうわけだから、あの証人の言うことはあなが

ただ三人、二人の証人が揃つて言つた、こう言われますけれども、先ほど

証人の言ったことがどれだけの確性があるかどうかからと言っている

らかにする点につきましては、前々から何度申上げても同じことでありま

す。これによつて御承知頂きます。
○そんな馬鹿なことはないよ」と呼ぶ者あり

○須藤五郎君 大臣の答弁も大分最初とは違つて来ているように私は思うのです。最初は、あなたたちにこれを真実だということを押しつけないけれども、私は真実だと思つてゐると答弁していらつしやつた。ところが今では、自分もこれを真実だと固守しないといふふうに変つて来ている。これはたんともない資料を出してしまつたと大臣が後悔していらつしやるのじやないかと思ふのです。と、心の中で後悔してゐると思ふ。そこであなたが一番困つてゐることを明快にばさつとやるのは、出所を明らかにすること、なんです。出所を明らかにすれば、もつとこの審議が明らかになつて、そして信憑性が明らかになつて来て、あなたの今困つてゐることも解決される。それを元を閉じてゐるから、いつまで経つてもそれは解決しない。そうしてだん／＼あなたが困つて来ている状態になつてゐる。えらいものを出してしまつたと思つて夜も寝れないといふことになつてゐる、(笑聲) 実際は、それでやほりこれはものを明らかにするたけには出所を明らかにしなさいよ。それでなかつたら証人が来て宣誓までして証言したことが、何にもならないといふことになる。どうしてもそれはやらなければ駄目ですよ。そうでなかつたらあなたはだん／＼困ることになつてしまひますよ。

○岡三郎君 だから日教組が何とかかんとか言うことは、そういうことは私は無用の度言つても同じことでありますから、
こと、それをやられるかどうかは私たちの関知するところではない。私は先ほど言つてゐる通りに、どうしても文部大臣が言わん、だから私はあなたに人食い人種の首を絞めをやつてゐると言う。(笑聲) (何回言うのだよ) といふ者あり。何回言つてもこれは言ひますよ。文部大臣はあつて裁判は不当だと言つてゐるが、このやり方は不当ですよ。日本の教育の偏向事例といふものを挙げて、ここに曝しものにしておいて、これを的確に調査する方法は今ないのだ、こういうふうなことを言つて、而もあの証人がみんな一生懸命になつてそういう事実はないのだ、これは非常に歪曲されてゐるということ、資料を判断すればよろしい、こういうふうなことは私は国会の慣例を本當にしてもそれを言わないのなら、初中局長、あなたのほうでその資料をまともたというのなら、まともた根拠を言つたのだから。
○国務大臣(大達茂雄君) それは……
○岡三郎君 私は初中局長に聞いてゐる。
○国務大臣(大達茂雄君) 初中局長にお尋ねになりました、これは文部省として出したものであります。
○岡三郎君 大臣がそんなにでしやばらなくともいい。
○国務大臣(大達茂雄君) 文部省の代表としてお聞きになるのであつて、初中局長個人にお聞きになるはずはない。これは先ほど午前中だけでなしに、もう前々からの答弁によつて、何

それによつて御承知を願ひたい。(「そんな馬鹿なことはない」と呼ぶ者あり)
○岡三郎君 大達大臣は緒方さんに何か言われては困ると思つて、(笑聲) かつて出て、それを答弁なさつてゐるようですけれども、そんなに困つてゐるならば、私も親心を以ていい加減で下りたいのだけれども、事これは現場に影響してゐる問題ですよ、現場の直接教育に影響してゐる問題だから重要だといつてゐる、現場に影響して、あれ

ほど証人が真面目に一生懸命になつて言つてゐることに對して、あなたは現場の教員の心情も何も全然酌んでないじやないですか。だから戦争裁判と同じだといつてゐるのです。もつと真面目に聞いて一生懸命考へて、そのことについては何とかしてやろうといふのが、やはり一國の文教の責任を以て任ずるところの大臣の立場だと私は思ふわけでありませう。それだから大臣が言わぬとするならば、作られたところの元締であつた緒方初中局長に、私はどういふふうな角度でまともたかお聞きしたいと言つてゐるわけですよ。それを言つてゐるわけですよ。
○政府委員(緒方信一君) 先ほどから大臣の御答弁があつた通りであります。
○岡三郎君 何を言つてゐるんだ、それは先ほどは初中局長でまともたしたと言つた、速記録に載つておりますよ、それは私も耳があるのだから聞えるわけだ、そうするとあなたのところでおまともになつたのか、それを聞いてゐるわけですよ。大臣のほうはさつぱりそんなことは言つておりません。

○政府委員(緒方信一君) 調査方法及び出所等につきましては、先ほどから大臣が答弁されました通りであります。差控へさして頂きたいと思ひます。
○岡三郎君 私は調査方法なんてそんな詳しいことを聞いてゐるのじやない、どうしてあなたはまともたされて、プリントを出したかといふことを聞いてゐるわけでありませう。どういふふうにしてまともたを出したかといふことを聞いてゐる、もうちよつと簡単なことでもいいから言つて御覧なさいよ。
○政府委員(緒方信一君) これにつきましても、前から大臣の答弁のごさいました教育委員会から報告があつたものや、或いは文部省で調製いたしましたものや、そのほかの資料によつて提出いたしましたものであります。
○岡三郎君 そんなにわからないこととてまともたを出したといふことだと、あなたは責任を感じてゐますか、あなたは言わぬこと、訳のわからんこと、風で舞つて来たような資料だ、そういうふうなことでこの資料をあなたのでまともたされたといふことになれば重大ですよ、もうちよつと国会議員を侮辱しない、あなたとこのまともたしたといふ、大臣が言つちやいかんといつて緘口令を布いてゐるのですか、そんならそれで言ひなさい、そうしたらあとは聞かないから。
○政府委員(緒方信一君) 前の答弁を繰返すはかございませぬが、只今申上げた通りであります。
○細木幸弘君 関連して、岡委員の質問に對しまして関連して杉山委員から、今お話がございましたが、この偏

向事例に對しまして証人を喚問して、我々がこれを審査したのでございまして、その資料によつて我々が、偏向事例のありやなしやといふことは判断すべきものと思ひますが、併しこの事例につきましても証人を喚問して、文部大臣も、証人が嘘を言つてゐるとは考へられない、併しその事実のありやなしやは文部大臣がみづから納得しなければならぬので、自分が納得した上は、その事実が、事実でないといふうなことがはつきりすれば、これは取消したり或いは適当な処置をするのに吝かでないといふことを御答弁になつたやうでございませう。それで又御答弁の中に、若し審議に間に合うやうに、又その他のことで、これが文部大臣みづから御調査なさる的確なる、適当な手段があれば、それは自分もそうしたいと思ふけれども、その適当にこれを真偽を確かめる的確なる手段が見当たらない。だから、事実これに對して、自分は納得するといふ事実を掴むことができないので、今それを訂正するとか、できないと、こういうふうにお答えになつたやうに私承つております。そこで問題はその的確なる手段があるかどうかといふ問題でございませうが、勿論裁判官ではない限りは、この事実について一々、その事実を明確に把握するといふことは、非常に文部大臣としては困難であらうかと思ひますけれども、併しなお証人の言つたこと、その他につきましても、この事例について積極的に文部大臣のできる可能なる程度におきまして、この真偽をなお一度お確かめになるといふことは、私できるのじやないか、これが例え或る程度の時間的な問題もあると思ひま

す。併し現在、やはり杉山委員からも御要求がありましたように、又皆さんの言われるのも御尤もな点もございまして、この際文部省といたしましては、なお誠意を以て、取り得るだけの手段を尽して、この事実についての御調査をなさつて頂く。その結果につきまして、これは例え審議のあとになりましても、この事実はいやういふ事実でないものか、事実である場合には、相当にやはり個人的な、或いは地方的に利害関係するものがございますので、一応明確にして頂くというのを申しあげれば、私はこの際この問題につきましては、皆さんも納得して頂けるのではないかと、思ふのでございまして、何らかの方法でそういう手段が取れませんか。一つこれを。

○国務大臣(大達茂雄君) 成るほど御尤もなことでありまして、文部省として果して先ほど来おっしゃいましたような意味での正確度を持った調査ができるかどうか。これは甚だむづかしいことではあります。併し文部省として、得る限りの調査をいすことにはいたします。これはやはり相当な係官を現地に派遣をして、できるだけ詳細に調査をする以外にはありません。これが果して事実を的確に把握するだけの有力な調査に終りますか、どうでありませうか、その辺は或いは御期待に副い得ない場合があるかと思ひますけれども、とにかく誠意をもつて調査をすることにはいたしたいと考へます。

○岡三郎君 調査だけでは私は困るのです。調査によつてそれがどうでないというふうにならばどうされるか。○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど来申上げておりますように、調査によつて明らかに間違つておつたということを確認いたしましたれば、取消しなり、訂正なり、その他適当な方法はいたします。

○須藤五郎君 私はこれは問題があると思ふ。昨年の七月か八月頃からこの調査に當つたというのですが、要するに山口日記というものが問題に取上げられて、こういう事例があるからこの法案を考へたということをやんと大臣は答弁している。ですからこの法案のもとを成すものは、山口日記のやうな事件があつたということなんです。そうすると、こういう事例がなければ何もこの法案を作る根拠はなくなるわけなんです。ところが今の御木さんの言ひ方ですと、僕は逆だと思ふ。だからこれが、法案の審議をやる前に、事実あつたかどうかということをも十分究めなかつたらこの法案を審議する価値はないと思ふ。これが事実無根ということになれば、この法案はいらない。法案を審議する必要はない。そういうふうな文部大臣はちやんと言つてゐる。だから早くやつて調査するなよろしい。文部省が慎重調査して下さい。その間審議を休んで待つておつたらいい。「冗談じやない」と呼ぶ者あり。それから先ずきめてもらいたい。

○岡三郎君 私はやはり今重要な審議をやつて、それで証人を喚問したのです。証人を喚問した結論について、いろいろ言われている。私は適當な調査方法がないと、そんなことはなと思ふ。私は人もおることだし、場所もきまつておるのだし、ヨーロッパじやない。これはとにかく日本の、すぐ行けば、十数時間で行けるところに

起つてゐる事例ですから、これはこの国会のこの法案審議中に私はどうしてもし出してはならなければ困るのです。いつかから半年もあとになつて、そんなもの出たつて意味がない。時々刻々に学校の教育は行われてゐる。こんなことは私が言わなくても文部省はそれだけの事が起つて来たから誠意をもつて應へるべきです。現地にやつて。今までに當然行つてゐられるべきだと思ふ。それを調査方法がないというふうにして、この事例を出して来られることもおかしい。聞き込みか何か、私の言ひたいことは、法案を審議中にこの結論を出してもいい。これは聞き込みによるのか、何によるのか、その点だけでもちよつと言つてもらいたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 聞き込みによるか、何によるか、出所については申し上げられないことは、もう前々から御返事を申し上げた通りであります。これはその通りに御承知を願ひたい。これは何度お聞きになつても同じことではあります。それから調査であります。先ほど申し上げましたように、この委員会に今採上げられてゐるやうな非常な精密度を持った調査ということになれば、これはなかなか簡単に参りません。恐らくは行つて、それらの関係者から話を聞いただけでは、もうすでに先生を証人として呼びになつてゐることになりますから、それだけの調査では意味をなさないと私は思ひます。文部省として、はつきり今度こそ確信をもつて、こうでありますといふことを、その事実であることを責任を以て申上げられるやうな調査をし

て、いつまでに出世と言つたつても、これはできるかできんか、先ほどちよつと申上げましたが、果してそういう調査ができるか、できんかも私は今お請ひするわけには参りません。

それから須藤君がさつきおつしやつた点であります。私はこの二十四の偏向事例と稱するもの、これがあるから本法案を出したと、こういうことを申上げた覚えはない。私は山口県日記の発生を契機として日本の末端の学校において偏向した教育が行なわれてゐる、若しくはその虞れがある、そうしてそれを教唆煽動してゐる、この働きのかけがある、かような認識に立つて法律案を提出した、こういう意味のことを申上げたのであつて、この二十四の事例の一つが欠けてもこの法案を出さなかつたであらう、こういうことは今まで申上げたことはありません。若し、そういうやうな意味に私どもを考へたになつてゐるとすれば、その点は私どもの気持は違ひますから、その点は、はつきり申上げておきます。私もこの偏向事例といふものは、これは資料をあなたが出せと言われたから出したのでありまして、これがあるから法律案を作つた、こういう因果関係は申上げた覚えはありません。山口日記を契機として学校において偏つた教育が行なわれてゐるといふことを発見して、そうして更に掘下げて、これを研究して見ますといふと、これは日教組の方針としてさうな教育を行なうべきことを実施指令をしてゐるという事実がはつきりした、これでは困るということでは法律案を作成したのでありまして、その点は、はつきり申上げます。

○須藤五郎君 それはわかつています。「委員長」と呼ぶ者あり、その他発言を求める者多し。僕の発言に關して大臣が発言してゐるんです、委員長。○委員長(川村松助君) 岡君が基本です。岡君。

○岡三郎君 それが本當だ。(笑)今度こそ本當に出す、今度こそ本當に出す、そうすれば今度出たのはあやふやで出したことになるんです。この点は、はつきりしてもらいたいと思ふのです。それで今のように言われたらいつになるかわからんという、こういう御返答なんですか、いつになるか……。今こゝでそういうふうな言ひ方をしますといつても、その結論をいつに出すかわからん、そういうことが私は形式的にこれで満足して、はい、さうでございまして、さういふ言ひは思ふ。どうして調査がそんなにできないのか私はわからんと思ふのです。どうしてできないのか、それを聞かしてもらいたい。それが納得すれば私は下ります。

○国務大臣(大達茂雄君) 今度こそ、はつきりしたものを申す、さういふふうに申上げたのではないので、はつきりしたものを申すことになれば相當困難であらうし、適當な方法も考へられませう。だから現地に人を出して調べさせます、これは明日にも申すやうにいたします。調べさせますが、御注文のやうなものははつきりしたものが出せるかどうか、これはお話し合ひはできない、さう言つてゐるのです。若しはつきりした調査が、つまり裁判所で取扱うやうな意味におけるはつきりした調査ができる方法があるはずだとおつし

やればお教え頂きます。

○岡三郎君 そんなことを言っているのじゃない。あなたのほうで調査を依頼すること、教育委員会にできるのですよ。そのほか係官を免すること、できるわけですよ。裁判所のことを言っているわけじゃない。そういうふうにして調べて、そしてこれが違つておつたら訂正する必要があると思う。なぜならば、これは裁判所のように調査して出した資料じゃないでしょう、根本は。

○岡三郎君 (大達茂雄君) そうです。

○岡三郎君 それほどあやふやな資料なら、今までよりもつと念には念を入れて調査された結果出て来たものに基いて、これはやはりちよつとひどかつた、というふうになつたら、御訂正になつて私は然るべきだと思う。あなたの言っていることを聞けば裁判所でなければわからんというが、それでここに出して来たものはいく加減な程度の資料で出されたものじゃないということを含め、文部大臣はそう言つておられる。それだから私はおかしいと言つてゐるのですよ。とにかくこれは正しいのだ、こう言つておられるわけだ。だからその元をお聞きしたいと言つたらそれは言えん、調査してもらいたい。私は何も裁判所の調査以上のものをあなたにお教えする私は考え方も何もないから。併し常識的に考えて文部省が調査することもできるわけなんです。教育委員会等なり、係官をやつてなり、できるわけでしょう。そういうことによつて出て来た結論を参考にしてこれちよつといけなかつた、この出所はそうでなかつたということが出て来る

と思う、このいわゆる資料の根拠になる問題から考えてみて。そういうふうな裁判所の結論を待たなければわからんというふうなことになるば、堂々とそこまでするやうに調査されて、確固たるところを出して行くべきが、これが正しい資料ですよ。今後例えばこの委員会が文部省なりその他の団体なりに資料を出してもらいたい、併しこの出所は言えませんが。こういうふうな言われ

たら、この文部委員会は都度々々資料を要求しても、その資料の元になんかと言えんでは私たちがはきかれないと思う。その前例をあなたが作りにならうとしているのですよ。今後若しも資料を提出して、当委員会において委員がこの出所はどこですかと聞かれたときに、それは言えませんが、申述べられませんか、勝手に御判断願ひます、そういうふうな審議の形を文部委員会がとるといふことは、文部委員長が、それでも仕方ないのだとおつしやられるならば、私は議事に協力する意味においてさかしますが、これは將來において重大なる禍根を残すと思ふ。資料を出さして、その資料については言えん。(「事柄による」と呼ぶ者あり) いや、そういうふうなことの慣例がここで許されるならば私は何をか言わん、この文部委員会の権能は無きに等しいと私は言いたいと思う。私はそれについて先ず委員長の所見を聞きたいと思ふ。文部委員会の運営について。

○木村守江君 関連して、十二日、十三日の偏向教育に関する証人喚問は我々が証人のお話を聞きまして、(「ちよつと待つて下さい」と呼ぶ者あり)そして我々委員が、(「その前に文部大臣

に」と呼ぶ者あり)発言中です。(「いや、こつちの答えがないのだ」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) ちよつと待つて下さい。(「文部大臣に資料について」と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 (大達茂雄君) これは私どものほうとしてはむろん情報によるものであります。併しこれはあやふやなものとして出したものではありませんが、これはあやふやなものとはあなたの方でそうおきめになることはやむを得ません。併し私どもはあやふやなものとして出したのではないから、その点はそのういふふうにお考え願ひたい。それからこの資料についての出所は言える場合と言えない場合がありましよう。この場合は申上げることは差控えたいと思ひます。一般に政府の資料について出所を必ず言わんとか必ず言うとか、こういうことは申上げられぬものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 文部大臣に対して幾ら言つてもあなたのほうではあやふやなものでないというならば、やはり証人喚問の証人の証言と対立しているのですよ、証人が言つてゐるんだから。あなたの方では、資料を出した御本尊だから御本尊があやふやでないというこの証明をしてもいい、そう判断をしたところの根拠を。

文部省は質問なんかできません、だから文部省の言うことと各証人からお聞き取らなかつたことについて、これは委員会において御判断願ひたい。本人がいなくなつたあとにおいて文部省はどいういふあの証言に対して言分があるかと言われても、これは私どもとしてはしやうがないことだと思ひます。だから文部省が出した資料と、それに基いてあなたがたのほうで呼びになつた証人の証言と、これによつて御判断願ひ以外に、いなくなつてから言分があるなら言えと言われても、私どものはうは質問をする機会も何もなかつたのであります。

て、文部大臣がおかしいんだよ。(「おかしくない」と呼ぶ者あり)もうさつしまでは確かなことだと言つて、あやふやでしやうと言つたらあやふやでない、こう言つて来た、あやふやでなかつたら、あなたのほうで資料を出して来たんだから、あやふやでないといふことを言つてもらえれば私は釈然とします。(「あやふやでない」といふことを言つてゐる」と呼ぶ者あり)根拠を示してもらいたい、元を聞いている。そういうふうな答弁を拒否するならこれはしやうがない。

○木村守江君 我々はこの偏向教育に対する証人喚問をいたしましたのは、証人からいろいろなことを聞きまして、そして、そして我々委員がお互いの良識によつてこれを判断して、偏向教育と認めるか認めないかを決定すべきものだと思ひます。証人が言つたことが言葉の表面に現われたこと、又言葉の裏面に隠されてゐること、そういうふうなことを我々が勘案して、その信憑性を判断すべきものであると私は思ふのであります。ただ一方の人が反対をしたから、又ここに証人として喚問された人が口を揃えて表面上反対したからということによつて、これが信憑性がないということをお断りできるものでない、私はないと思ひます。例えば、口を極めて否定したしやうな事実を承認してゐるやうな幾多の発言がありましたならば、私はやはり(「二割だ」と呼ぶ者あり)そこに信憑性を疑わなければいけないと思ふのであります。かように考えまして、只今岡君の発言を聞いておりますと、岡君は一関その他の問題につきましては信憑性がない

というような判断をされたからと言つて、只今質問を続けられているようでありますが、私も岡君とは全く反対に、一関の問題につきまして二人の証言はありましたが、この二人の証言の間に而もこの偏向教育の一例として挙げられました文部省の事例にびつたり、もう言葉全部が合っているとは申し上げませんが、その本質において合致しているものがあると認めざるを得ないのであります。「おかしいね」と呼ぶ者あり。私はこの読売新聞、この新聞にありますが、この新聞の報道によりまして、君が代は国歌と思わないと、そうして、但し卒業式に歌わなかつたという事は、田舎の学校の例で祝辞が多過ぎて、生徒の中には卒倒する者が出ることを心配して、祝辞も、お祝いの歌も、君が代をやることも反対をしたのだというふうなことを言つておりました、君が代を斉唱しなかつた。君が代を斉唱することに反対したというふうなこの事実が肯定していることになるのであります。私はかように考えまして、その次の「われわれは天皇のためになるような人間を作るために」云々というふうなことは、不幸にしてこの言葉なりには引き出すことはできなかつたのであります。私は、私はこの前段の言葉を以てしましては、相当の議論がされて、或いはそういうふうな考えの意図にこの君が代に反対されたのではないかと（何世紀の頭だ、二十世紀の頭か）と呼ぶ者あり。というような判断をするのであります。かような観点から考えまして、岡君が独断的に判断したことを以て信憑性がないということを言うことは私はでき得ないと思つておる。

まして、この問題につきまして私はかような論議をしていられるよりも、我々お互いの良識で以て判断いたしまして、而うしてこの偏向教育が国家にあるかないかということが問題でありまして、これは一々の問題が偏向教育でないかということによつてこの法案が審議されるかというふうなことは大きな問題だかろうと思われまゝです、これ以上この問題についての論議を交わすことは非常な、一方的な考えを、岡君がよく言つておられますが、これは本当に一方的な考えを押しつけると言つておられますが、岡君の言うことこそ一方的な判断を押しつけているものだらうと、而もこれは戦争裁判とは違ふことだ。何の質問だ」と呼ぶ者あり。証人喚問ですね、証人喚問してみんなの委員に聞かせるというふうな最も民主的な方法で決定されて参つていられるのであります。そういう点から考えますと、「事実ないと言つてるじやないか、証人が」と呼ぶ者あり。かようなことから、私はこの岡君の只今までの質問は、これは今日質問するのだからつとめをはずれていられるものだからして、「冗談言つちやいかん」と呼ぶ者あり。基本的な問題ではないと考へますので、これ以上この問題につきましては質疑を打ち切りまして、本案の審議に入られますようにお願いする次第であります。「何だそれは、関連質問じやないじやないか」と呼ぶ者あり。

○岡三郎君 関連でつて、ああいうことを言われたら非常に迷惑なんです、私は先ほど申し上げた通り、「岡君関連してはどうか」と呼ぶ者あり。ちよつと待つて下さい。今日言つていられる、私の言つていられることは、私の言つていられることと、証人が言つたことは、今までは現地調査に行つたら現地調査に行つたことを報告しているでしよ。そして委員会の方でそれをうまく資料として審議に資しているわけなんです。我々夜遅くまで二日証人喚問してやつたことについてこれを頼かぶりでこの委員会が行くというのなら、私はあれだけの国費を費して、経費を費しているということについては、これは形式的で木村委員の言つていられることが私はピンとがはれていられると思つておる。二日間文部委員会が証人喚問してやつて、その喚問した事項について本日触れて行くという事は正しい審議の在り方だと私は信じているわけなんです。それで二日間夜遅くまで一生懸命に三十幾人の証人から聞いて、それを今日質しているのに、そんなことは的はずれだ、こういうふうな審議の方法では私はそれは間違つていられると思つておる。だから私はやはりこの問題については折角費用をかけて御足労を煩わしてやつて来たものでありますから、私は本日先ほど言つたように聞いていられるわけなんです。なぜかと言へば、来た証人は当事者なんです。この資料を出した文部省も当事者なんです。いいですか。文部省も当事者であつて、文部省が言えんと言つてから当事者の証人を呼んでここで委員会が審議したわけなんです。文部省の言つていられることと証人の言つていられることが食い違つたならば、当然食い違つた点について証人のほう、宣誓してゐたのだから、文部省のほうに對してあなたがたはなぜさういふような判断をせられたかという文部省の言つていられることと証人が言つた

ことと見解の違いという点ならば、私は今日は触れていないわけなんです。見解の違いではなくして、明らかに否定されたことについて二人であらうと三人であらうと当事者が否定している。それを文部省当事者がそれはさうでないのだと言ふならば、さうでないことを言つてもらいたいという事は私は当然だと思つておる。さういふふうに審議が進められて行かなかつたならば証人喚問とか、現地調査なんていうのは私は意味がないと思つておる。形成的になつてしまふと思つておる。私は飽くまでも証人喚問をしたからには、形成的ではなくして、この問題については当事者の文部省當局にお聞きしているわけなんです。明らかに証人と当事者の文部省當局との見解が対立し、根拠が対立するならば、対立したところを明確に言つてもらいたい。さうして何とか進行してもらいたいというように私はお願いしたわけなんです。一言言つておきます。

○委員長（川村松助君） 劔木君が関連質問を求めていましたから岡君の了解を得ます。

○岡三郎君 どうぞ。

○劔木亭弘君 先ほど私が申し上げたことについて文部大臣は直ちに調査されたものでございまして、やほりこの書かれた事例として出された地方の人につございまして、これはやはり大問題でございまして、なほこの岡さんなりさういふところから言われる筋も多少私ども全部承服しておるわけじやございませぬが、併しできるだけの事実を明らかにするといふ、その必要ということは私も認めるのでございまして、従つてたゞ全部これを審議中に調査の結果を的確に文部大臣が自信を持って出せるような調査をこれは是非出せといふふうに私も強制的にしようとは思ひます。併しできるだけ誠意を持つてこれを調査して頂いて、さうして少くとも審議中におきましてこれだけの調査の状態だといふことがわかるようなことにいたす、いわゆるまあ少くとも意図を持ってこの調査を始める願つて、その結果これがはつきりいたしましたならば、できるだけ本委員会に資料として御提出頂きたいと思ひます。その点を一応申し上げておきます。

○岡三郎君 どうも私と文部大臣とで意地張り競争してゐたのじや、又迷惑にもなると思つて、今劔木さんのほうから言われたことについて、一応今日はこれ以上私はここでやつていられる、両方の意地張り、他の委員のかたに御迷惑をかけてもあれだから、一応保留しておきますが、併し飽くまでも当事者のかたが言わんとすることについて、私は国会議員として証人に……これは社会党、左派であらうと、右派であらうと、自由党も、ないと思ひます。私が仮に自由党議員でも、もうこれは是は是、否は否としてやらなければならぬと思つていられるので、併しさういふ点で御迷惑をかけるようになつても困ると思ひますので、一応劔木さんの言われたことはあれとして、私としては、とにかく一応調査方法という観点から、やればできるこ

うであります。文部省としては誠意を持ってなお再調査をしたい、こういうことを申し上げておるのであります。それは今まで出したのがこれは調査方法なり、出所については申し上げられないことは大変遺憾であります。須藤五郎君「知っております」と述べ、御要望に副いたい。

けれども、あなたは又もう一遍それじや調査をしますと、こう言つと、すぐそれはあなたは前の調査が杜撰な方法であつて、なぜそれを前からやらんか、こう言われるけれども、私どものほうでは杜撰とは思つておらんの、これは前から申上げた通り。ただ証人をお呼びになつて当委員会の、まあ大体のあなたがたの御判断として、これは事実を曲げておりはせんか、或いは事実無根でありせんかというふうなことでありますから、そこで改めてもう一度再調査をいたしたい。これも誠意を持つて、決して私どもはこへ出したからといつて、みす／＼間違つて

いるものを書いて張るなんという事はいたしません。誠意を持つて調査をしたい、こう申上げておる。

○岡三郎君 私と言つてゐるのは、なぜ早く出してもらいたいかという、いいですか、見解の相違の問題は別です。大臣、いいですか。明らかにこれは事実と相違しておることが誇大に言われているかという、私の言うのは三件の事例だから、三件ぐらゐは早くできるだらう、こう言つてゐるわけですよ。あとこの点は私は今直接触れていないわけ、見解の相違の問題は、これはあとで偏向であるかどうかの点については触れるけれども、だからその点については私は審議期間中に出して

もらいたいと言つてゐる理由はそこにあるのです。とにかく事実と相違しておるといふ点に私は限定してゐるから、できると思つてゐるわけです。日本中眼なく探してやつてもらへば結構だけれども、そういうことは又とてもできないと思つてゐるから、三件の事例について明確に對立してゐるので、この点について当事者の文部省としては至急やつてもらいたい、こういうわけですよ。（了解々々）と呼ぶ者あり）

○勅木孝弘君 私はまあこの問題にばかり終始いたしますので、少し法案に關しまして御質問申上げたいと思ひます。

午前中に野本委員から文部大臣への質問に對しまして、文部大臣が御答弁なさつた点につきまして、多少私疑問を持つた点がございまして、その点につきまして私自身の考え方は間違ひであるかも知れませんが、これに對して文部大臣の御見解を承わりたいと思ひます。

それは日教組の行う教育研究大会に關する問題でございまして。私は高知県においででしたか、どちらが先だつたか記憶しておりますが、日光であつたかと思ひますが、日教組が全国的に自発的な研究の態勢を促進し、日本の教育に資するといふ意味合いをもちまして、全国的に教員の日教組の主催におきまして教育研究大会を開きましてやつた場合に、日本の殆んど私の知つてゐる限りにおきまして、言論機関は日教組がその活動を労働運動の域に没頭せずして、この教員の自発的な研究の形態にこれを力を注ぐようになつて来た、これは教員の自発的研究を促進する意味において極めて有意義なこ

とであるというのが、当時の言論界の大体の批判であつたと思ひます。私はその当時におきまして、その言論界のこの批判に對して非常な疑問を持つたのでございまして。

それはこの日教組が成立の過程に、今日まで見まして、労働組合としての性格は非常に強くて、いわゆる労働運動のための組合だといふ考えられるのでございまして。而して労働運動と申しますのは、この一つの全体、教員の打つて一丸とした一つの大きな団体としての、その組織の、団体の力を持つて教員の待遇を改善し、地位を向上して行く、この目的のために存するのでございまして、その性格におきまして、その団体の行動は、或いは全国の教員の大会におきまして、或いは全国から選ばれたものの代議員の会におきまして、或いは一部執行部に廻されたものについて執行委員会の決議におきまして、民主主義の原理に則つて多数決の制度によつて一定の行動綱領を定め、その定められた行動綱領によつて全団員が一つの統制ある形におきまして運動するというのが労働運動の形態であり、又常道であると考えるのでございまして。

然るにこの教育活動と申しますのは、その一定の法規なり法律なり、又はいろいろな示された教育過程の範囲内におきまして、各先生が、教師が、自由な立場において自分がその教育計画を、その許された範囲内において立て、自由な形において、何人からもその範囲内においては強制されない、そういうこの教育をやつて行くというものが本質的なものでありまして、その本質においては、一つの統制によつて、

一つのきめられた統制によつて教育活動をするべきものではないと考えるのでございまして。従つて労働組合自体の活動方式と、教育の実際の場における活動方式とは、これは全然性格を異にするものであつて、労働組合がこの教育の場における一つの研究大会を持つて行くといふことは如何なるものであろうかといふことを、その当時非常に疑問を持つておつたのでございまして。私は飽くまで曾つてございまして教育会とかいふようなものでなくして、何らかの統制的なものでなくして、教員の自発的な活動、この教育的な自発的な活動を促進するといふような形態において、自由な一つの団体であるならば、これはそのところで教育研究大会を持つといふことも適當であると思つたのでございまして、併し労働組合そのものが教育の研究を持つて行くといふことは如何なるものであるかという疑問を持つておりました。

先ほど文部大臣は御答弁におきまして、労働組合がその仕事場における仕事自身に對することを労働組合がきめて行くといふことは例がない、こう申しておりました。私は教育の場におきましては、労働組合がこれをやるということ自体が本質に反するのではないかと、こういう私は考え方を持つておりました。従つてこの日教組の行いました教育研究大会は、各地域におきまして課題を持つて先生がたがみずから研究したものを寄附つて、そうして研究大会におきまして一つの結論を出して行くように努めて行くといふことの努力はなされておる。文部大臣のいわゆる切磋琢磨するといふ形は自分は結構だと思つたといふことを申さ

れましたが、私自身の考え方として、この労働組合の形において、そういう切磋琢磨をするべきものが、若しくは教師は教師としての立場においてほかに研究、お互いに自発的な研究をする場があつていいのじやないか、こういうふうには思つております。従つて文部大臣は先ほどの研究大会において一定の決議を出して、これを以て強制、その決議に従つて強制しようといふ方針をきめて行くといふことは誤りではないかといふことを申されておりました。その或る結論を得て、或る教育について或る結論を互に同意で持寄つて結論を得るといふことは、これは私自然的に研究大会としてあり得ることと思ひますけれども、併しそれが労働組合の形におきまして、その結論を何らかの強制をするものでないといふことであるならば、これは又考えようがございませうけれども、労働組合の本質的な面から言へば、これは一つの統制団体でございまして、そこできまつたものがその線に乗つて統制されて行くといふ形が當然に労働組合の教育活動にはつきまとうものであつて、私はむしろ教育研究大会そのものがこの日教組という一つの労働組合的な団体が行ふべきかどうか、やつていいのかわるか、その点について甚だ疑問を持つてゐるわけにございまして。この点につきまして文部大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

○岡田大臣（大達茂雄） 日教組が主催するところのいわゆる教研大会、これは労働組合である日教組の組合の活動の一環として行われる場合に、只今勅木君が言われたような問題がそこに孕むものであると思つております。

す。日教組が如何なる団体であるか、これは見る人によつて違ふてありましようが、いわゆる労働組合的な面を持つてゐることは確かでありましよう。併し同時に又教育者又教職員のアソシエーションとして、そしてそういう面をよく持つておつて、そして教研大会といふものが組合活動としてその性質に、教育者の団体としてのそういう研究の催しであるという性質に立つて、そして先生がたが集つて自分の経験なり、自分の教育に関する考え方をもち寄つて研究される。いわゆる切磋琢磨して、相互に参考として教育の向上を図る。こういう趣旨のものであれば、これは私は先ほど申し上げたように結構なものである、こういうふうな思つておるのであります。ただ教研大会といふものが、今御木君がお話になりましたように、労働組合の組合活動の一環として、そしてそこで何らかの結論を出して、その結論が組合の方針となつて組合員たる個々の先生がたの教育活動といふものに対して或る一定の方針を示すといひますか、そういう型を指示するといふこと。つまりそういう一種の教育に関する統制的方式をそこに打出すといふことであるならば、これは明らかにいわゆる自由なる教育の自主性といふものに對する不当な支配である、こういうふうな考へて私午前中にその意味のことを申し上げたつもりであります。

そこで問題は、日教組が行なつてゐる教研大会といふものが、そのいづれの性質に属するものか、こういうことでありましよう。ただお互いにふだんの経験を持ち寄り、考えを持ち寄つてお互いに研究をする。そしてその得るところに従つておの／＼の先生が職場に歸つて、そして自分の責任において、自分の自主的な立場においてなすところの教育の上にそれを参考とし、利用される。これだけの問題であるのか。或いは教研大会といふものが、お互いに話合つた上で一定の結論を出して、そして組合員たる各個の教職員に對して教育をこういう方向で進めて行かなければならぬ。こういう一種の拘束力を持つところの決議様のものとして現れて来るものであるか。前者であるか、後者であるかといふことは非常に重大な分かれ目であると思ふ。私は若し組合活動として教研大会が行われて、そこで定められたところの決議といふか、多数決によつて方針がきまつて、その方針の下に組合員たる教職員は職場においてかくのごとき教育をせよ、こういう事例となつて現れるものとすれば、これは明らかに教育の自主性、自由なる教育といふものを破壊する以外の何ものでもない。かように考へておるのであります。ところでそのいづれに實際は属するかという問題が、要するに問題のキー・ポイントであると思ひます。そこで第三十一回の中央委員会の決定事項の中にこういう八年の十一月三十日付のものであります。それによりますといふと、この決定事項の中に、教育研究大会と組合活動は一体をなしてゐる。こういうことが出ております。これは決議でありましよう。そしてそのうちの十一ページにこういうことが書いてある。イ各都道府県の研究大会終了と同時に事後処理委員会を設置し、研究結果のうち具体的な要求事項を提出して教育委員会や

関係当局に要求する。又、研究の成果は、組合運動推進のための基礎資料とし、組合大会で新年度の運動方針に活用する。これによつて見ますれば、明らかにこの教研大会といふものは多数決によつて一定の結論を出して、そしてそれを組合活動の一環として、そして大会等においてこれを決議として打出して、そして現場の教育の場においてこれを推進する。こういうことを極めて明瞭に、鮮明に打出しているのではありません。私は午前中この職場まで労働組合の、こういうふうな仕事をせよ、ああいうふうな仕事をせよといふような、職場まで組合の考え方を押し進めて行くと、こういうことは余り他に例がないように思ふといふことを、先ほど御木君は指摘されましたが、その通りに申しました。余り他に例がないといふことは、日教組の場合においてはこれをやつてゐるという意味であります。今日、先ほど公安調査局の次長からお話がありました。業務管理といふことで、国鉄労働組の諸君が勝手な国鉄のダイヤをきめて、そして勝手に、各民間労働組の人々が職場において、こういう式なものを作る、こういうふうなもの以外はこしらへないとか、そういうことはやつておらん。然るに若し日教組といふものがその態度において労働組合であるとするならば、この場合の日教組は、おの／＼の職場に立入つて、そして各個の組合員の職務であるところの教育といふものをこようふにやれ、ああいうふうにやれといふことを指図をしてゐるその基礎になるものが、いわゆる教研大会であります。でありますから、その点を私は

は午前中に申し上げた。これは公安調査局の次長のお話によつても明らかであるがごとくに、これは普通の労働組合運動としては認められないべき範圍のものでありません。これは明らかに業務管理、この方式が日教組によつて今日教職員の職場であるところの教室に持込まれてゐる。こういうふうな考へております。きょううな意味を極くばらばらに申し上げましたから、或いは私の意味が不徹底であつたかも知れませんが、大体御木君のお考へになつてゐることと同様に私は考へております。

○荒木正三郎君 今の質疑は、私はかなり重要性を持つてゐると思ひます。それで御木委員の質問に関連をして文部大臣にお尋ねしたいと思ひます。

先ず、文部大臣は、日教組の規約を御存じであるかどうか、お伺ひしたいと思います。日本教職員組合は、その規約に基いて運営されてゐるのであります。従つてその規約にも明らかな通り、日教組の組合員を統制するといふことは、大会の決定を経なければならぬわけでありましよう。今文部大臣は、日教組が主催した研究大会の決議、或いは決定が、結論が組合員を拘束する、こういうふうな見解をとつておられる。これは私は聞きませんでした。併しかやうなことは日教組の規約から考へても到底あり得ないことではあります。日教組は何も研究大会だけを主催してゐるのではなく、おの／＼の会合を主催してゐる。併しそれらは日教組の組合員を拘束するものではありませぬ。そういう意味において今文部大臣が教研大会の結論が組合員を拘束してゐるのかと判断しておられるといふことは非常に間違ひであると私は考

へますので、全然違ふてと呼ぶ者あり。規約の問題をどう解釈しておられるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 私が拘束と申し上げましたのは、決して法律の持つ拘束力と同じような意味で申し上げたのではない。これは申し上げるまでもなく当然なことでありましよう。労働組合と申しますか、その団体として多数決によつて決議をして、こういうふうなやうに従ふといふ前提でなされたことで、これに従ふん場合はどうといふことはこれは別問題でございませう。それでなければ組合として決議をしたり何かする。これは無意味であります。その意味においては、その意味における拘束力を持つものである。それでなければ組合として決議をしたり多数決でめたりすることは、全然組合員に關係のないことであらばこれは無意味である。そういう意味での拘束力といふことを申し上げたのであります。

○荒木正三郎君 私が言つておるのは、日教組が主催してゐるところの研究大会の結論が、これが組合員を拘束する。これは明らかに文部大臣は判断しておられる。これは私は聞きませんでした。併しかやうなことは日教組の規約から考へても到底あり得ないことではあります。日教組は何も研究大会だけを主催してゐるのではなく、おの／＼の会合を主催してゐる。併しそれらは日教組の組合員を拘束するものではありませぬ。そういう意味において今文部大臣が教研大会の結論が組合員を拘束してゐるのかと判断しておられるといふことは非常に間違ひであると私は考

ような方法をとるでしょう。或いは研究大会の結論が教員諸君によつて更に深く研究されることが望ましいという場合もあるでしょう。そういう場合はそれに必要な措置をとるでしょうが、それらの結論が組合員を拘束するといふようなことはあり得ないことと私は思うのです。従つて鈴木さんが言つておられるようなことは、まあ極端な言葉で言へば的外れておる、こういうふうには私は思うのです。なぜ文部大臣は組合員を拘束するように判断しておられるのか、どこからそういう判断が出て来るのか、私は疑問に思うので、その規約の点をお尋ねをしたい。

○国務大臣(大達茂雄) 教研大会は、私の承知しておりますところでは、教研大会において研究をせられて出た結論と申しますか、これはその時に発表されておると思ひます。これは発表でありまして、これによつて一般に教職員の諸君にこれは周知されるでありまして、それが直ちに組合員を拘束するとかいふような関係は起らないことは勿論でありまして、ただ先ほど述べましたように、日教組自身のこの教研大会における結論というものの対する取扱ひの態度ですね、これが先ほど述べたように、中央委員会の決定事項としてはつきり出ておる。それによるといふと、教育研究大会と組合活動というものは一体をなして行くといふことが前提にあつて、そして研究の成果を組合運動の推進のための基礎資料として、組合大会で新年度の運動方針に活用する、こういうのでありますから、この基礎資料としてできた教研大会の結論といふものが、組合の大会においてこれがとり上げられて、それを基礎資料にするのである。基礎資料として組合運動の推進の基にするのである、こういうことが決議として現われております。この点から、そして組合大会の決議としてこれが決定されれば、その限りにおいて私は拘束力を持つて来る。かように思うのであります。

○荒木正三郎君 これは教研大会の結論を組合活動でとり上げるといふことは、組合員をこの結論で拘束するといふ意味とは全然別個なんです。大臣、よく聞いて頂かないと答へできないんじやないかと思ひます。この教研大会の結論を新年度の組合運動においてとり上げるといふことは、組合において十分検討しようといふことなんです。ですからどういふととり上げられ方がするかわかりませんが、この結論が、教研大会の結論が組合員を拘束するといふことにはならない。それは全く別個の問題である。それから研究活動と組合活動の一体を論ずるという点なんですが、これは組合運営の考え方に基因してゐる問題であつて、教員組合はいわゆる労働条件とか、或いは待遇改善とか、それだけに限定して組合運動をすべきか、或いは組合が教育研究の問題についても研究すべきかといふことは、これは組合自身が決定するものであつて、何ら差支えない問題である。これは私も、私は別に広い知識を持つてゐるわけじやありませんが、アメリカの教育会は教育の研究もやつておりますが、同時に労働条件の改善、或いは待遇改善の問題も併せてやつております。少くとも私どもの知つてゐる範囲においては、教育組合の特殊性といふものはそこにあるのじやないか。これはイギリスにおいても、フランスにおいても、これらが並行して行われております。これは教員組合が教育研究の問題にタッチしてはならんといふことは私は言へないと思ひます。これらはそのほうがいいという考えであればそれを取り上げて何ら差支えない。ただ問題は教研大会の結論が五十万教職員の行動、教育行動を規定するとか、拘束するとか、そういうことはあり得ないことなんです。それをあり得ないことに言われるので私は非常に不審に思つてゐるのです。ですから今さつき言われたように、教員組合の活動と教育研究活動を一体とせずといふことは何ら差支えないことであり、而も一体となしてなしてもそれが拘束するとは思ひませんし、又新年度の組合運動の方針にいろいろの研究の結論をとるに上げるとか、とり入れるとかいふことは、私は何ら差支えない。而してこれが教育活動を拘束するといふことはできないし、又しておられない、こういうことを申し上げておきます。これは誤りであると思ひます。この点はよく研究をしてもらいたい。

○国務大臣(大達茂雄) 教育研究大会と組合活動は一体をなしてゐる、この場合の組合活動といふことの意味であります。先ほど申し上げましたけれども、教育者の団体として教育上の研究を持ち寄つて、そして採長補短と言いますか、切磋琢磨と言ふか、研究をするといふことであれば、これは結構であります。これは教育者の団体が当然していいことであります。(そういふ意味です)と呼ぶ者あり)ただ、そこで一定の結論を出して、その方向に全体を組織的にやつて行く、そういうものを各職場に持ち返つてその方向で教育を進めて行く、こういうところの問題があるものであります。この場合に組合活動といふことは、これがどういふ意味であるか、これは、まあこれ以上詳しくはありませんが、組合運動推進のための基礎資料として組合大会でその運動方針にこれをきめるのだ、そして日教組の大会なり中央委員会において映させておる教育に関する方針は極めて鮮明であります。鮮明であります。これは申し上げるまでもない、あなたがたのほうがよく知つておられることでありますから、のみならず……。

○荒木正三郎君 いや、僕はよく知つてゐるというわけではないのです。○国務大臣(大達茂雄) そこでこの教研活動の推進についていふこととて、これは日教組の教育情報第二三八号であります。これに日教組の文部部長和田敬久君の論文があります。これによりまして、ただ先ほど私が申し上げるように、お互いに自他補うための研究をする、こういう単純なものではないと私は少くとも、判断せざるを得ないものであります。こういうことが書いてある。我々の研究の特色はそれが組織的であるという点にある。組織的であるという点にある。中略をいたしますが、我々は組織者として研究し、研究者として組織され、且つ団結せなければならぬ。団結は最高の倫理であるといふなら我々の研究は即ち我々の倫理でもある。でありますからして、この研究といふものがお互いの経験を持寄つて知識を広める、眼を開かせるといふことでなくして、その研究の結果を団結に持つて行く、ここに教研活動の真の真髄がある。これは日教組の文部部長が日教組の機関誌の上に発表されておる論文であります。でありますから、私はこれが一貫した日教組の方針であるといふように考へております。若しそうであるとするれば、この組合活動と一体をなすものであると言つて、組合といふものが若し労働組合であるといふならば、これは先ほど申し上げたように、組合員個々の職場であるところの教壇の上に組合の考え方を持込む、こういうことにはかならない。私はそう考へますが、その点間違つておりますか。

○荒木正三郎君 今の問題に関連して、これだけ……。

○鈴木亨弘君 いやそうじやない。私の質問中に関連質問してゐるのです。もう一つですか……それならやつて下さい。

○荒木正三郎君 これは研究大会が組織的であるといふ意味、希望者は自由に参加するといふような仕組みになつていない。これは各分会とか、学校とか、或いは単位組合とか、そういうところで研究をした成果をだん／＼と持つて来るような仕組みになつてゐる。そういう意味において組織的である。これはその通りであります。併しこれが組合員を拘束するといふことは何らならない。

それから団結といふことを言つていただきますが、これも組合員を拘束することにならない。それは一文部部長の希望の所見が述べられてゐるに過ぎない。そういうものが組合員を拘束するはずはない。よく所見とか意見といふものが組合員を拘束するか、或いは組合の意思を代表してゐるのかのように言

います。組合の意思というふうなもの、或いは組合員を拘束するというの、正式に選出された代議員の或る決議だけやなしに、拘束する意味を附した決議でなければ拘束し得ないものなんです。そういう点で大臣少し誤解があるように思いますが、どうも食違つておるに思ふのです。

○鈴木孝弘君 委員長それは……。

○岡三郎君 鈴木さん鈴木さん、それわね。

○委員長(川村松助君) これは鈴木さんの発言に基いた関連ですから混線されないようにして下さい。

○岡三郎君 発祥の私が根本的なことを言つてやらなかつたら、あなたの方が勝手に混線して……だから私の意見も聞かなければいけない。

○鈴木孝弘君 今の私の質問に対して、岡委員長から関連質問としてありまして、この問題を私はここでどういう大臣に質問の形で討議をするという気持はございません。ただ私が申し上げましたのは、労働組合の本質という意味から、この自由なる立場に立つべき教育の問題を取上げて行くということと、自分が研究的に相対しておるのじやないかということをお申すのでございまして、勿論アメリカの教員連盟がこの教育活動をやっておるということ、これは、この性格上、当然のことであると私は思つています。ただこの教員連盟が同時に教員の待遇の改善をやる、これも又決して悪いことではないので、ただ日教組というものの性格が非常に多分に強いので、これがやはり教育活動をやるというよりはいいのかどうかという問題を私は一つ提起したのでござい

います。勿論私の考え方が必ず正しいというので提起したのではなくして、これは皆さんの御批判に待つところでございますが、ただ私がこういうことを何故申上げますかと言いますと、現実には高知県の研究大会が持たれましたときに、私の郷里の二、三の教師のかたが高知県の組合大会に臨んで、その帰りに東京に寄つて来られました。それで研究大会の模様はどうであつたかということをお聞きしましたときに、この日教組の研究大会は私どもが自由に発表して来る研究大会と思つて参りましたが、行つてみますればさうなものであつて、一つのもの、きめられたものを前もたちはこういふふうにしてやるのだぞという一つの講習会を受けたような感じで歸つて参りました、ということをお申しております。それでそのことは、その人から聞いたのは真実でございまして、研究大会が果して講習会のようなものであつたかどうかは私は現場に行つて見ていませうし、知りません。ただ私が付度しますのに、やはりこの研究大会には相当指導者という格でいわゆる講師団というものが存在しておりました、その講師団を構成して一つの結論を出して、そして組合員にわからして行くというふうな意図がなかつたとは私ども又これも反証を持つておられません。特に先ほど公安調査庁から出されました研究大会における日共グループの活動状況を見ますれば、相当これに日共グループとしてその資料に基づきまして、力を入れてこの研究大会の結論を奈辺に持つて行くかという努力をしておるということ、相当私どもあの資料によつて察知できるのでございまして、若しこれが完全に自由なる意見の交換であつて、お互いに切磋琢磨して人の言うことを聞いて、足りないところを聞いて帰るというだけのものであるならば、あそこまで日共グループが私はこれに全力を注ぐものでないといふふうな考へておるのでございまして、これは私は性格上日教組が大会におきましてこれを取上げて、そして指令として全職員に強制して行くという質のものではないといふことは、一応荒木君の説明のように承りました。だが併し、この労働組合的なものが、これを処理して行くとする限りにおきましては、全然その組合員に対して一定の教育活動に向つて一つの道に行くようにするといふ少くとも意図がないとは私は言えないと思つてございまして、この意味合におきまして、私は教育研究大会といふものが、日教組が労働組合のような性格を持つものがこれを取上げたといふところに私は根本的な一つの基礎的な疑問を持つてございまして、このことを実は文部大臣に質問したのでございまして、この点につきましては、私は文部大臣の御答弁を御要求するわけではございませ

ん。次いで私はもう一つの問題といたしまして、ここにお伺ひいたしたいのは、同じく日教組の問題でございまして、私が曾つてこの学校教育法の制定のときに、当時におきまして、非常に論争があつたのでございまして、学校内におきまます教師の会合におきまして、その議長を校長が勤めないうで、その教師のうちから誰かが議長をやつて行くという形態がこの進駐軍において

相当強く主張されたのでございまして。私どもは飽くまでも学校の教師の会合といふものは、学校内において正式の場合においては、校長が責任を持つてこれをやるべきだといふことは、今日もなお考へておりますが、ところがその際におきましては、単に学校の中の内ろ／＼な相談をするというだけの意味におきまして、私はそういう形態も又今日校長がいなくてやるという場合もあり得ると思ひますが、先般行われました証人喚問を通じて感じましたことは、学校内における内ろ／＼な各種の行事の会合が、教組の会合に置換えられて、学校の行政や内ろ／＼な行事の問題が、この教組としての会議に持たせられて行くという形態が、相当各々学校において行われておるのじやないかといふことを私は察知したのでございまして、若しそういうようなことが行われておるとすれば、一種の学校行政に対する、私は組合管理が如実に行われておるのではないかと考へるのでございまして、この点につきましての文部大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) どうも今の鈴木さんのお尋ねの点につきましては、私も非常に関心を持つておるのであります。例えば旭丘中学の場合に於いて、やはりそういう形態があつた、いわゆる業務管理と言ひますか、一定の先生方の手で学校の運営が断絶されておるというふうなことを聞いております。それから、学校に県教組なら県教組の分会というふうなものがあつて、そうしてその分会の手で運営が図られておる、こういうようなこともあるやうに聞いております。いずれにいたしましても、これについての的確な資料をそうたくさん私どもが承知しているわけではございません。ただそういう傾向にある、若しくはそういう方向に何らかの努力が進められておるということはあるのではないかと、実はかように考へておるのであります。殊に旭丘中学、この間証言にもあつたかと思ひましたけれども、学校の改築とか何とかいふことの協議会にPTAの代表、それから先生の代表、それから生徒の代表、その場合に生徒の代表が議長をしておるというふうなことは、少くとも従来の常識から言つて非常に極端なことで、これは私どもの頭が古いからそう思ふのかも知れません。そういう世間とは非常に進んだと言ひ、かなりかけ離れたようなことが今日学校運営の面において現われて、あつちこつちに現われておるのではないかと、こういうふうに考へておるのではなからうかと考へておるやうな学校における組合による業務管理というに通ずる虞れのあるものでありまして、私は非常に関心は持つておりますけれども、今そういうことがあるのではないかと、非常な疑念の念と心配をいたしております。ただ具体的には只今申上げるやうに、そういう事例を的確にはつきり掴んでおる、こういう事態ではありませ

ん。

○鈴木孝弘君 これは私は実は本委員会の審査の続行中におきまして、法律的に日教組の性格について反省する機会を持ちたいと思つておりますが、併し今日の教育の実際の場におきまして、この日教組の法律的な組合としての性格が明確でないというところに、相当本質的な今日の教育に対する欠陥

と日教組の対決」という本の中で、こ
ういうものをい／＼やつておられる
けれども、まあ出ておるわけです、ち
やんと名前が……、あなた見ている、
そこにあるじやないですか。たしかこ
の間見ていたですね。むちやくちやに

誰々の名前を出せとか、そんなものが何がこの法案に関係あるのか、私は一団体のほうから言つたら迷惑だと思ふ。私は出して差支えないと思ふけれども、何でもかんでも小使の名前まで出せということになつてしまふ、事務局で……。そんな馬鹿げたことを言わないで、法案にかかり合うところの先ほどいつたように、運動方針とか何とか言われたけれども、大臣はこれは日教組日教組と言われると、日教組に關してだけやつてゐるんじゃないのだといつてお逃げになつておるのですが、

「委員長」と呼ぶ者あり」それで出した資料についてもこんなもの一々田中さん、名前とか何とかいつて、一体何の關係があるか、聞きたいです。

○田中啓一君 理由を一応申し上げると納得行かんと思ひますから申し上げますが、実は何も事務局の小使まで出してくれというのではありません。私は確かに事務局の主たる構成メンバーと申したのであります。

○岡三郎君 事務局員と言つたよ。

○田中啓一君 事務局の主たる構成メンバーと申し上げたのであります。若しそういう間違ひがありましたら、事務局の主たるメンバーと申しますが、(「どういう間違ひがある」と呼ぶ者あり)関連のあることをおつしやいますから、只今日教組の私は規約、運営その他の規程と申しましたが、どうもこの日教組というものを中心といたしまして、日教組が組合活動をしておられることは当然だろふと思つてあります。が、教育活動との限界が、殊に今のよ

うな拘束力の点と申しますか、はつきりいたしませんか、そういうところで問題にもなつておりますので、私はやはりそういう意味におきまして、そういうものの限界を明らかにするために頂きたいと思ひます。

それからもう一つは、私はやはり学校の先生がたも、国民としてできる限りの政治活動をして頂くのは当然のことであると思ひます。ところが世間非常に政治活動が多い、こういうようなことも言われておりまして、又これが三位一体のような關係になりまして、いわゆる偏向教育というやうなものにも重大なる影響を与えて来るので、これが理由の概略でございますが、どうぞ皆様御納得頂きまして、以上申し上げました、先ほど申し上げましたものはこの際頂戴をいたしたいと存するわけでありませう。

「何も理由がない『賛成』と呼ぶ者あり」

○木村守江君 私は只今の田中君の動議に賛成いたします。これは数日來のお話を聞いておりまして、日教組の動きというものは日本の教育にも大きな關係があると思われまふ。特にこの本法案の審議に入りましてから、日教組の動きというものが非常な関連性があるのではないかとすることが我々に深く印象づけられておるのであります。特に先ほど荒木君から文部大臣に對して、一体その日教組の規約を知つてゐるのかというやうな反問もありましたし、我々はこの際日本の教育の將來のために日教組のことを勉強しておくことも非常にためになると考えます。只今田中君が要求されました資料の提出方を委員長にお願い申上げる次第であります。

○委員長(川村松助君) お諮りいたします。これを採決や数で争いたくありません。(「そう／＼」と呼ぶ者あり)つきましては、理事会にお預かり願ひまして、検討されて頂きたいと思ひますが、如何でしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) それでは理事会のほうで一応相談されて頂きます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始め。ほかに御発言ありませんか。

○須藤五郎君 議事進行について……。もう時間も切迫しましたし、我々も疲労を感じて参りましたから、この辺で本日は終了して、ただ一つ私一点伺ひしておきたいのは、「もうやめろ」と呼ぶ者あり」議事進行だ。本日公安調査庁次長から我が党に關して重大な発言があつた。(「我が党」とは共產党か。と呼ぶ者あり)これは私として放つておくことはできませんので、責任者であるところの法務大臣の御出席を希望いたします。適當な機会よろしうございませうから……。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) それでは御異議もなければ、これを以て散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和二十九年四月二十日印刷

昭和二十九年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局